

東大和市公共下水道 水の公民連携
(管理・更新一体マネジメント) 事業

要求水準書 (案)

令和 8 年 7 月

東 大 和 市

目 次

第1 総則

1 事業の背景・目的	1
2 要求水準書の位置づけ	1
3 事業概要	1
4 基本条件	7

第2 本事業の基本的な取組方針

1 事業計画に関する事項	8
2 実施体制に関する事項	9
3 財務に関する事項	10
4 情報管理及び守秘義務	10
5 モニタリング	10
6 安全・危機管理	10
7 技術管理	13
8 市職員に対する技術の向上及び技術の継承	13
9 環境対策	13
10 地域住民等とのコミュニケーション	14

第3 統括管理業務に関する要求事項

1 基本的事項	15
2 統括管理に関する事項	15
3 情報管理に関する事項	16
4 セルフモニタリングに関する事項	17
5 管理基準	17

第4 維持管理業務に関する要求事項

1 基本的事項	18
2 維持管理に関する事項	19
3 住民対応に関する事項	23
4 管理基準	25

第5 調査業務に関する要求事項

1 基本的事項	27
2 スtockマネジメントに関する事項	28
3 災害対応に関する事項	29
4 調査監督に関する事項	30
5 その他に関する事項	30
6 管理基準	31

第6 計画・設計業務に関する要求事項

1 基本的事項	32
2 スtockマネジメントに関する事項	34
3 雨天時浸入水対策に関する事項	35
4 災害対応に関する事項	36
5 計画・設計管理に関する事項	36

6	その他に関する事項	37
7	管理基準	37
第7 修繕・改築業務に関する要求事項		
1	基本的事項	39
2	ストックマネジメントに関する事項	40
3	雨天時浸入水対策に関する事項	41
4	マンホールポンプに関する事項	42
5	緊急修繕に関する事項	42
6	公共汚水ます設置工事に関する事項	43
7	工事監督に関する事項	45
8	その他に関する事項	45
9	管理基準	46
第8 その他関連業務に関する要求事項		
1	基本的事項	47
2	下水道事務関連に関する事項	47
3	管理基準	49
第9 契約終了時に関する要求事項（措置）		
1	施設機能確認	50
2	引継ぎ	50
3	その他	50
別紙1	対象施設位置図	53
別紙2	関係法令	58
別紙3	参考図書	59
別紙4	管路清掃重点路線	61
別紙5	災害復旧支援フロー	63
別紙6	管きょ調査診断基準	65
別紙7	排水設備・公共汚水ます・開発の申請受付、検査に関する業務分担	72
別紙8	取付管・公共汚水ますに関する資料	74

第1 総則

1 事業の背景・目的

東大和市（以下、「市」という。）の下水道事業は、昭和51年度から荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道として整備を進め、昭和60年度に一部供用を開始している。

令和8年現在、布設された管きょのうち約2.5km（約10.4%）が標準耐用年数（50年）を経過しているが、今後10年間で標準耐用年数を経過する管きょは約10.5km（約43.7%）となり、急速に老朽化した管きょが増加する見込みである。また、当市の総人口は将来に渡って減少する見込みであり、それに伴い下水道使用料の減収や老朽化した管きょの増加による改築費等の増大が見込まれることから、下水道を取り巻く環境は更に厳しさを増し、安定した事業運営に向けた課題が顕在化している。

このような状況のもと、国は事業者の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式による水の公民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。そこで、市では、下水道事業の中長期的な安定運営を確保するとともに、令和11年度以降に予定される老朽化した管きょの計画的改築に対して国費支援を継続して確保し、今後増大する管路改築に備えるため、令和7年度に「東大和市ウォーターPPP導入可能性調査」を実施した。

これまでの検討結果を踏まえ、市は令和10年度に、維持管理と更新を一体的に推進する水の公民連携（ウォーターPPP）レベル3.5（更新実施型）（以下、「ウォーターPPP」という。）の導入を予定している。

以上を踏まえ、東大和市公共下水道 水の公民連携（管理・更新一体マネジメント）事業（以下、「本事業」という。）は、維持管理に関する各種業務について、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の創意工夫やノウハウを最大限に活用するため、ウォーターPPPによる委託を行うものである。

また、本事業は、市の今後の課題となる下水道事業の安定的な運営に向けて、事業者との協働により、持続可能な下水道サービスの確立を目指すことを目的とする。

2 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施に際し市と事業者の間で行われた協議により、市と事業者が合意した事項及び本業務の事業者選定に際し、市が事業者配布した一連の書類及び事業者が市に提出した提案書（以下、「提案書」という。）その他関連書類の内容を含めて定められるものである。従って、市及び事業者は契約書と同様に本要求水準書に定められた関連事項について、その義務を負う。

3 事業概要

（1）事業名称

東大和市公共下水道 水の公民連携（管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる公共施設の概要は、表 1.1 に示すとおりである。

表 1.1 対象となる公共施設の概要（令和 8 年 3 月末時点）

対象施設		数量	備考
下水道 管路施設（汚水）	污水管（分流）	約244 km	
	マンホール及び蓋	9,596 箇所※	
	公共汚水ます	22,085 箇所※	
	取付管	22,092 箇所※	
マンホールポンプ（汚水）		7 箇所	

※市の公共下水道台帳システムで管理されている下水道管路施設のデータ（令和 7 年度時点）より

(3) 事業方式

管理・更新一体マネジメント方式レベル 3.5（更新実施型）

(4) 事業範囲

本事業の範囲は、①義務事業（アからカに関する業務）とし、②附帯事業及び③任意事業を含めて対象事業とする。

なお、事業者は、本事業期間中、①義務事業のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（ア 統括管理業務のうち統括管理）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「委託等」という。）ができる。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。対象業務は以下のとおりである。

ア 統括管理業務

- a. 統括管理
 - ・各種業務マネジメント
 - ・予算要望資料の作成
 - ・業務計画書、報告書等の作成
 - ・委託業務、工事発注
 - ・技術管理、安全・危機管理、環境対策 等
- b. 情報管理
 - ・維持管理情報の整理
 - ・修繕改築結果の整理
- c. セルフモニタリング
 - ・実施計画書作成
 - ・モニタリングの実施

イ 維持管理業務

- a. 維持管理
 - 1) 管路施設
 - ・ 巡視
 - ・ 計画清掃
 - ・ 緊急点検清掃
 - 2) マンホールポンプ施設
 - ・ 保守点検
 - ・ 緊急対応
- b. 住民対応
 - ・ 初期対応
 - ・ 緊急点検清掃

ウ 調査業務

- a. スtockマネジメント
 - ・ 点検（スクリーニング調査）
 - ・ 調査（詳細調査）
- b. 災害対応
 - ・ 調査（二次調査）

エ 計画・設計業務

- a. スtockマネジメント
 - ・ 計画策定
 - ・ 実施設計
- b. 雨天時浸入水対策
 - ・ 計画策定（修繕・改築計画）
 - ・ 実施設計
- c. 災害対応
 - ・ 災害査定
 - ・ 実施設計（本復旧）

オ 修繕・改築業務

- a. スtockマネジメント
 - ・ 改築工事
- b. 雨天時浸入水対策
 - ・ 改築工事
- c. マンホールポンプ
 - ・ 改築工事（土木工事を除く）
- d. 緊急修繕
 - ・ 管路施設の緊急修繕
 - ・ マンホールポンプの緊急修繕
- e. 公共汚水ます設置工事
 - ・ 公共汚水ます設置工事

カ その他関連業務

- a. 下水道事務
 - ・ 窓口・電話対応
 - ・ 排水設備設置申請受付、検査
 - ・ 公共汚水ます設置申請受付、検査
 - ・ 開発申請受付、検査

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。ただし、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。他分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

(5) 想定事業量（または想定業務量）

各業務の業務内容及び見込み数量を以下に示す。なお、現時点で想定している数量であり、今後変更となる可能性がある。

① 統括管理業務

業務内容	見込み数量	備 考
統括管理	一式	
情報管理	一式	下水道台帳システムへ反映する資料整理含む
セルフモニタリング	一式	

② 維持管理業務

業務内容			見込み数量	備 考
維持管理	管路施設	・ 巡視	約59km/年	重要幹線・腐食環境下等※1
		・ 計画清掃	約2.9km/年	過年度実績より想定
		・ 緊急点検清掃	約10件/年	過年度実績より想定
	マンホールポンプ施設	・ 保守点検	3回/年	マンホールポンプ7箇所 (機械電気設備の清掃含む)
		・ 緊急対応	約1件/年	過年度実績より想定
住民対応		・ 初期対応	約100件/年	過年度実績より想定
		・ 緊急点検清掃	約5～10件/年	過年度実績より想定

※1：対象位置は、ストックマネジメント計画を参照。

③ 調査業務

業務内容		見込み数量	備 考
ストックマネジメント	・ 点検（スクリーニング調査）※2	約 995 箇所/年	過年度実績より想定 (計画見直し予定)
	・ 調査（詳細調査）	約 8 km	
災害対応	・ 調査（二次調査）	一式	

※2：法定点検（下水道法施行令第5条に基づく、腐食のおそれ大きい箇所の点検）を含む。

④ 計画・設計業務

業務内容		見込み数量	備 考
ストックマネジメント	・計画策定	事業期間中に1回策定	変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直す
	・実施設計	計画による	変更すべき事由が生じた場合は、見直す
雨天時浸入水対策	・計画策定 (修繕・改築計画)	事業期間中に1回策定	変更すべき事由が生じた場合は、見直す
	・実施設計	計画による	
災害対応	・災害査定	一式	
	・実施設計（本復旧）	一式	

⑤ 修繕・改築業務

業務内容		見込み数量	備 考
ストックマネジメント	・改築工事	管きょ 約5km/12年	過年度改築実績より想定
雨天時浸入水対策	・改築工事	計画による	
マンホールポンプ	・改築工事（土木工事を除く）	約1箇所/年	機械・電気設備
緊急修繕	・管路施設の緊急修繕	約20～30件/年	過年度実績より想定
	・マンホールポンプの緊急修繕	約1箇所/年	過年度実績より想定
公共汚水ます設置工事	・公共汚水ます設置工事	約20件/年	過年度実績より想定

⑥ その他関連業務

業務内容		見込み数量	備 考
下水道事務	窓口・電話対応	一式	開庁日に1名常駐
	排水設備設置申請受付、検査	約400件/年	過年度実績より想定
	公共汚水ます設置申請受付、検査	約200件/年	過年度実績より想定
	開発申請受付、検査	約10件/年	過年度実績より想定

4 基本条件

(1) 共通の要件

- ・事業者は、各関係法令や基準に則り事業を進め、本趣旨である下水道施設の適切な管理・更新を行うこと。なお、関係法令や基準等の改定に応じて随時見直しを行うこと。
- ・事業者が市の指示に反して作業を続行した場合、及び市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- ・事業者は、各業務の結果については、月間業務報告及び年間業務報告としてそれぞれ市へ報告を行うとともに、各業務の支払い時期に応じて必要な成果品を提出すること。また、維持管理情報として「下水道台帳システム」へ登録するためのデータを整理すること。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と事業者の協議により決定する。
- ・事業者は、地元業者が対応可能な業務は、できるだけ地元業者を活用すること。

(2) 公害防止基準

事業者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

(3) 廃棄物の適切な処理

本業務により排出される廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に受入施設まで運搬し処分を行うこと。

(4) 関係法令等

本事業の実施にあたり、別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す関係する法令、基準、仕様等の最新版については、遵守、準拠又は参考とすること。なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、第 2 以降に示す各計画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ市に提出すること。

第2 本事業の基本的な取組方針

本事業は、性能発注を基本とし、あらかじめ事業者は、リスク評価を踏まえて、対象施設に対して、各業務に関する目指すべき方向性やその効果の目標値（業務指標・PI）と、目標値を実現するための具体的な事業量の目標値を設定して本業務を実施すること。

また、業務指標（PI）に関しては、市と事業者の間で設定し、目標達成に必要な手法及び事業量の目標値は事業者による事業計画書での提案に基づき決定する。

1 事業計画に関する事項

事業者は、本事業の実施にあたって、全体事業計画、年間事業計画及び月間事業計画を作成し、市の承諾を得ること。

事業計画書は、以下に示す形式等とするものとする。

- ・用紙は、原則として日本工業規格A判とする。ただし、図面・表その他でA4判とすることが不適当な場合は、A3又はA2判の使用も可能とする。
- ・左綴じとし、使用フォント及びサイズは読み易いことを条件として、特に指定しない。事業者が副を各保管し、保管期間は、事業期間終了後1年を経過する日までとする。

（1）全体事業計画書に関する事項

全体事業計画書は、事業期間全体を通じた計画として、事業の基本事項、スケジュール等を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・事業概要
- ・事業期間に亘る計画工程表
- ・事業実施体制
- ・緊急連絡体制
- ・各業務の事業計画

（2）年間事業計画書に関する事項

年間事業計画書は、全体事業計画を実現するにあたり、具体的に当該年度に実施する各業務の内容を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・当該年度の事業概要
- ・当該年度の年間の計画工程表
- ・事業実施体制
- ・各業務の実施方針、実施方法
- ・各業務の年間事業計画
- ・次年度以降最終年度までの予算計画

（3）月間事業計画書に関する事項

月間事業計画書は、年間事業計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握

できるように作成すること。

(4) 事業計画書の改善等

事業者は、上記に示す年間事業計画書及び月間事業計画書の内容等について、必要があるときは市の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

(5) 事業計画に対する報告書に関する事項

事業者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、次期以降の見通し、市の維持管理に対し一層の効率化に資する提言を盛り込んだ年間事業報告書及び月間事業報告書を作成し、市に提出すること。

2 実施体制に関する事項

(1) 組織体制

事業者は、以下に掲げる事項を満たす体制を確保すること。

- ・業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。
- ・各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。
- ・組織的なバックアップなど、業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理するため、業務に応じて適切な有資格者を配置した体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な体制となっていること。
- ・事業者内及び市との情報共有が効率的にできる体制を整えること。
- ・関係行政機関との調整・協議を効率的に実施することができる体制となっていること。

(2) 内部統制

事業者は、事業の適正確保のため、内部統制において必要な体制と方法等を構築し、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティ確保、内部通報及び外部通報、不正防止等内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

(3) 情報公開

事業者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し適時に適正な情報を公平かつ継続的に公開すること。

(4) 委託等

事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた「統括管理」を除いたものについては、あらかじめ市に申出書を提出し、事前に承諾を得た上で第三者に委託等ができるものとする。

事業者は、本事業等に係る業務について委託等を行う場合、業務の実施にあたり関係法令を遵守し、受託者等（第三者へ委託した際の呼称（以下、同様とする））と十分な調整を図るとともに、統括管理者が自らの責任において受託者等を適切に

管理すること。

3 財務に関する事項

事業者は、事業期間を通して以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ・事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。

4 情報管理及び守秘義務

事業者は、業務に係る情報管理及び守秘義務に対して、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・事業者は、本事業の実施において知り得た個人情報及び市の内部情報について、地方公務員法第34条に規定する守秘義務と同等の義務を負い、情報セキュリティポリシーを策定して市の承諾を得ること。
- ・住民からの通報内容、通報者の氏名・住所等の個人情報、下水道台帳情報、施設の損傷状況、事故・故障情報、土地所有者情報、接続状況等の業務上知り得た情報については、業務目的以外での使用を禁止し、第三者への提供、複製、持ち出しを一切行ってはならない。
- ・事業者は、情報管理に関する社内規程を整備し、従事者への周知徹底を図ること。違反行為が発覚した場合には、直ちに市へ報告し、適切な措置を講じること。

5 モニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

6 安全・危機管理

(1) 安全管理

① 一般事項

- ・事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努めて、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- ・作業中は気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じ、調査を実施すること。
- ・事故防止を図るため、安全管理については、年間及び月間事業計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。

② 安全教育

- ・事業者は、業務に従事する者に対して、KY活動等を定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。活動内容は月間事業計画書及び報告書に記載すること。
- ・事業者は、労働安全衛生規則に定める酸素欠乏危険作業等について、酸素欠乏・危険作業主任者を選任し、その者に当該作業の管理を行わせるとともに特別教育を当該作業に従事する労働者に実施すること。

③ 労働災害防止

- ・現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、業務に従事する者の安全を図ること。
- ・マンホール、管きょ等の内部作業を行う場合は、労働安全衛生規則に定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時測定し、事故防止に必要な措置を講じるとともに呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録保存し、市が提示を求めた時はその指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- ・資格を必要とする諸機材を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、現場状況に応じた、誘導員を配置すること。

④ 公衆災害防止

- ・作業中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- ・作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全確保に努めること。
- ・作業区域内は、交通誘導警備員を配置し歩行者及び車両の誘導等の交通整理を行うこと。
- ・作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによるほか、関係機関の指示に従い、適切に行うこと。
- ・前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、必要に応じ、協議結果を月間事業計画書等に記載し提出すること。

⑤ 局地的な大雨等による安全管理

- ・下水道管路施設内が局地的な大雨等による急激な雨水流入により、流速、水位が変動する可能性のある場所のことを考慮し、事業者は、下水道管路施設内の増水後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、下水道管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。
- ・作業等の日は開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予報、当該作業箇所の水位及び流速、退避ルート、退避時の合図等についてミ

ーディングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。

- ・安全器具の設置等についても周知を徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。
- ・事業者は作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について、以下を参考とし、事業者自らの責任において設定して年間及び月間事業計画書に明示しておくこと。

(作業等開始前)

- ・当該作業箇所及び上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。
- ・当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。
- ・作業等開始前に当該作業箇所の管路内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、下水道管路施設内の作業等は行わない。

(作業中)

- ・当該作業箇所及び上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し、速やかに地上に退避すること。
- ・当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻作業等を中止し、速やかに地上に退避すること。
- ・下水道管路施設内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業等を中止し、速やかに地上に退避すること。

⑥ その他

- ・事業者は、業務の実施にあたって、下水道管路及びガス管等（消防法義務ほか）の付近では、火気厳禁等の注意事項を掲示・表示し、絶対に裸火（マッチ・ライター等）を使用しないこと。
- ・万一、事故が発生した時は、市に届出している緊急連絡体制に従い、直ちに市及び関係機関に連絡するとともに、直ちに必要な措置を講ずること。
- ・前項の連絡後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、速やかに市に報告すること。

(2) 危機管理

事業者は、災害、事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

① 災害、事故等の緊急時の連絡体制等の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

② 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、市及び下水道課の業務継続計画（BCP）を踏まえ、事業者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、BCPに記載の災害協定先などへの適切な連絡体制を確保のうえ、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

③ 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が適確に実施されるよう訓練を行うこと。

④ 想定外の危機事象への対応

災害・事故時においては、市が対応を想定していない危機事象についても現場情報、保有する技術知見及び経験等を活かし対応すること。

7 技術管理

事業者は、本事業の対象施設について、衛生的で快適な生活環境及び企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ・適正に事業を実施するために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。
- ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び市が別途定める要件はもとより、事業者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適正な者に業務を行わせること。

8 市職員に対する技術の向上及び技術の継承

事業者は、本業務の実施にあたり、将来にわたって持続可能な維持管理体制の確保を見据え、市職員に対する技術力の向上及び技術の継承に配慮すること。特に、管路施設の維持管理、点検・調査、劣化判定、修繕・改築計画、緊急時対応並びに維持管理データの活用等に関する知識及び技術について、市職員が適切に理解し、必要な技術的判断を行うことができるよう努めること。

なお、技術向上及び技術継承に係る具体的な内容、体制及び方法については、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、市に提出すること。

9 環境対策

事業者は、事業期間を通し、以下に掲げる事項を満たす環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準及び要求事項の遵守
- ・省エネルギーの取組、地球温暖化対策の推進

- ・リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進
- ・車輛等の交通安全対策の実施、振動・騒音・景観・周辺環境等への配慮

１０ 地域住民等とのコミュニケーション

（１）情報公開

事業者は、下水道事業が市民の日常生活及び公衆衛生の確保に直結する重要な社会インフラであることを十分に認識し、市民が民間事業者による業務実施について理解し安心できるよう、業務の透明性及び説明責任を果たすための適切な情報公開を適宜実施すること。

（２）苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切に対応するとともに、速やかに市へ連絡すること。

第3 統括管理業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

統括管理業務は、事業全体の進捗・工程管理、複数にわたる業務の一元管理及び業者間調整、市との連絡窓口、事業全体のリスク管理のほか、情報管理及びセルフモニタリングを行う。そして、関係法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な業務マネジメントを行い、事業全体の統合的運営と持続的改善を実現することを目的とする。

事業者は、創意工夫を活かして業務改善に努めるとともに、維持管理に関する業務、計画・設計に関する業務、修繕・改築に関する業務、その他関連業務を一体的にマネジメントすること。

(2) 実施体制

統括管理業務にあたっては、以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ①統括管理者を代表企業から選任（他業務との兼任可）すること。
- ②「1 級土木施工管理技士」の資格を有するものかつ下水道事業に係る実務経験を5年以上有する者を配置すること。
- ③維持管理企業、調査企業、計画・設計企業、修繕・改築企業、その他関連業務企業等を適切に統括管理すること。

(3) 業務内容

① 統括管理

- ・各種業務のマネジメント
- ・予算要望等資料の作成
- ・業務計画書及び報告書の作成
- ・委託業務及び工事の発注
- ・技術管理、安全・危機管理、環境対策 等

② 情報管理

③ セルフモニタリング

2 統括管理に関する事項

事業者は、事業期間中の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する市への積極的な提案、市側との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施する。また、モニタリング結果を踏まえ、業務改善（是正措置等を含む）を行い、市に報告する。

(1) 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）

- ・統括管理者は、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行うこと。
- ・統括管理者は、全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となること。

- ・統括管理者は、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。
- ・モニタリング結果を踏まえて、必要な業務改善（是正措置等を含む）を迅速に行うこと。

（２）予算要望等資料の作成

- ・統括管理者は、市が実施する予算管理（業務間での数量・予算調整等）、予算要望資料、国庫・都費補助要望資料、その他資料（積算補助、変更手続、完了手続等）等の作成に協力すること。

（３）業務計画書及び報告書の作成

- ・統括管理者は、全体事業計画書、年間事業計画書、月間事業計画書、年間事業報告書、月間事業報告書及びその他報告等を作成して市へ提出すること。また、適時適切に市に対して内容を説明すること。
- ・統括管理者は、各業務の進捗状況について、年間及び月間業務報告書等により、定期的に市に報告を行うこと。

（４）委託業務及び工事の発注

- ・各種業務を発注及び委託等するにあたって、適切に受託者を選定するとともに、業務を管理すること。

（５）技術管理、安全・危機管理、環境対策

- ・本事業の基本的な取組方針に定めた、技術管理・安全・危機管理・環境対策に取組み、適切な対応を行うこと。

３ 情報管理に関する事項

事業者は、本事業において得られた維持管理情報（巡視・点検・清掃・保守点検・住民対応等）、修繕・改築結果（修繕・改築工事、緊急修繕等）等の情報について、以下の点に留意し、整理・蓄積及び管理すること。

維持管理情報及び修繕・改築結果等は、管きょ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水ます、取付管、マンホールポンプ等の各施設について内容を記したデータを作成し、市が所有する「下水道台帳システム」に反映できるように、データを整理すること。なお、反映用のデータは市が指定する拡張子（PDF 等）とし、専用フォルダへの登録・整理を行うこと。

- ・情報の取扱いにあたり、適切なセキュリティ及びデータ保全を確保すること。
- ・事業者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時・適切な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保と分かりやすい情報の開示に努めること。
- ・事業者は、民間開発事業等で整備された下水道施設に関する情報について、市へ移管された際はその情報を整理すること。

- ・事業者は、取りまとめた情報を技術的な視点で分析し、業務を効率的、効果的に実施できるよう提案を行うこと。
- ・事業者は、性能発注の指標管理や技術提案に基づく業務において、分析したデータを活用すること。

4 セルフモニタリングに関する事項

事業者は、セルフモニタリングを実施し、事業者が実施する業務が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認する。

市が行うモニタリングに際しては、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。なお、モニタリング方法の詳細は、モニタリング基本計画書（案）に示す。

5 管理基準

事業者は表 3. 1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。また、業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者若しくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則 2 年経過毎に事業者と市で確認協議し、見直しを検討するものとする。

表 3. 1 統括管理業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
協議・報告の期限遵守率（％） ＝期日通り提出された報告書数／提出対象数	
情報更新反映率（％） ＝実施した点検・調査・修繕・改築データ等のうち、下水道台帳システム用に整理した件数／対象件数	
セキュリティインシデント発生件数（件）	
改善提案実施数（件）	

第4 維持管理業務に関する要求事項

1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、対象施設の維持管理及び住民対応に努めること。

(1) 業務の考え方

① 維持管理業務

維持管理業務は、管路施設を巡視・清掃等を行うことで汚水を適切に処理し、衛生的で快適な生活を保つものであり、下水道施設が有すべき機能を最大限に発揮させながら持続していくことを目的とする。

また、マンホールポンプ施設においては、保守点検による予防保全を図り、点検時に故障等の恐れがあるものを早期発見することで修繕につなげ、生活環境の重大なリスクを減らし良好な市民生活を守ることを目的とする。

事業者は、対象施設の仕組みや構造・機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択して計画的維持管理を実施すること。

② 住民対応業務

住民対応業務は、管路施設に関する事故や問い合わせに対して速やかに現場確認・原因調査・応急措置を実施し、下水道施設の機能維持を図る。その結果、被害の拡大防止及び下水道施設に対する機能の早期回復、及び市民の安全・安心を確保することを目的とする。

事業者は、事故や問い合わせの発生時には速やかに現地確認を行い、必要な措置を講じる。また、業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

(2) 実施体制

管路施設及びマンホールポンプ施設の維持管理業務にあたっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ①施設や作業内容、実施時期に応じて適切な体制を構築すること。
- ②管路施設の緊急点検・緊急清掃及びマンホールポンプ施設の緊急対応の要求に対しては、できるだけ即日に一時対応を行い、解決を試みる。対応困難な案件が生じた場合は、市に速やかに連絡し解決を図ること。
- ③災害や重大事故等により、管路施設の機能が損なわれた場合、改築や修繕が必要となるケースを想定し、維持管理業務と修繕・改築業務の連絡体制を構築すること。
- ④統括管理者の指揮の下、維持管理業務と計画・設計業務、修繕・改築業務担当が連携し、緊急度に応じた修繕・改築計画を迅速に対応できる体制を整えること。
- ⑤必要に応じて、地元業者と連携し、地域との協働による迅速な復旧を図ること。

- ⑥業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- ⑦住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。

(3) 業務内容

維持管理業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。なお、以下に示す各業務は、別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す基準や指針等を参考に実施すること。

① 維持管理

- a. 管路施設
 - ・巡視
 - ・計画清掃
 - ・緊急点検清掃
- b. マンホールポンプ施設
 - ・保守点検
 - ・緊急対応

② 住民対応

- ・初期対応
- ・緊急点検清掃

2 維持管理に関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、維持管理を行うこと。実施方法や作業時期等の詳細については、事業者が技術的判断に基づいて設定して実施するものとする。ただし、事業者が市の指示に反して、作業を続行した場合及び市が事故防止上、危険と判断した場合等は、作業の一時中止を命ずることがある。

なお、管路施設（本管・マンホール・マンホール蓋）の巡視、計画清掃、緊急点検清掃のほか、マンホールポンプの保守点検の業務範囲は下水道事業範囲内全域を対象とする。

(1) 管路施設

① 巡視

巡視は、ストックマネジメント計画に基づく、重要な幹線等（緊急輸送路下等）や腐食環境路線（圧送管吐出し先等）を対象とし、最適な巡視ルートを計画して実施すること。

- ・管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。
- ・巡視頻度はストックマネジメント計画に準じ、原則 1 回/年とする。

② 計画清掃

計画清掃は、別紙4（管路清掃重点路線）に示す管路施設を対象とし、堆積した土砂や付着物等による閉塞、流下阻害等の予防のため、定期的な清掃により管路施設の機能回復を図ることを目的とする。

- ・ 管路清掃重点路線は、原則 1 回/年の清掃を実施すること。
- ・ 作業にあたっては、道路使用許可条件等を厳守して、実施すること。
- ・ 清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で用意しておくこと。
- ・ 清掃に使用する器材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。
- ・ 事業者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。
 - 1) 撮影は、保安施設の状況、使用機械等の設置状況、酸素等の測定状況及び管路内からの作業前、洗浄状況並びに作業後の状況を同一方向から撮影する。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行う。
 - 2) 写真は、件名、撮影場所、撮影対象、撮影年月日及び事業者名等を明記した黒板を入れて撮影する。
 - 3) 人力または機械の別による作業状況について背景を入れて撮影する。
 - 4) 土砂清掃、人孔毎に全箇所撮影する。
- ・ 作業の続行が困難となったときは、直ちに市に報告し指示を受けること。この場合においても、上下流から作業する等、清掃の完遂に努め、その原因状況を把握すること。
- ・ 作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
- ・ 管路施設（本管・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・ 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・ 作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。

③ 緊急点検清掃

緊急点検清掃は、管路施設において、巡視業務及び点検・調査業務等にて異常（閉塞や流下阻害、油流出事故や水質事故等）が発見された箇所のうち、緊急性を有する箇所について、状況に応じた適切な方法により原因究明のための点検等を行

い、必要に応じて清掃を実施すること。

- ・事業者は、現地にて作業を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- ・現場における原因、対応方針等は、必要に応じて住民への説明を行うこと。
- ・住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。
- ・緊急点検は以下のとおり、実施すること。
 - 1) 原因の究明に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
 - 2) 作業にあたっては、道路使用許可条件等を厳守して、実施すること。
 - 3) 各マンホールにおいて目視可能な範囲の管内状況、堆積物の有無及び流下状況の確認を行うこと。
 - 4) 必要に応じてテレビカメラ調査（「第5調査業務に関する要求事項」参照）等による状況の確認を行うこと。
 - 5) 管路施設（本管・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
 - 6) 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
 - 7) 業務終了後は、内容、時間等を市に報告すること。
- ・緊急点検の結果、緊急清掃が必要であると市が判断した場合は、速やかに清掃を実施すること。
- ・緊急清掃は、本管に堆積した土砂や付着物等により流下能力が阻害されている箇所について、適切な清掃により管路施設の機能回復を図るため、以下のとおり、実施すること。
 - 1) 必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
 - 2) 作業にあたっては、道路使用許可条件等を厳守して、実施すること。なお、緊急性を有するため、市が官公署（所轄警察署）へ連絡を行い、事業者は速やかに道路使用許可申請書等の手続きを実施し、許可後に許可書（写）を市に提出すること。
 - 3) 清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で用意して行うこと。
 - 4) 清掃に使用する器材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。
 - 5) 作業の続行が困難となったときは、ただちに市に報告し指示を受けること。この場合においても、上下流から作業する等、清掃の完遂に努め、その原因状況を把握すること。
 - 6) 作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
 - 7) 管路施設（本管・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で

定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

8) 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

9) 作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。

10) 業務終了後は、内容、時間等を市に報告すること。

- ・ 緊急清掃では改善することができない場合や即時対応が困難な場合（大規模な管路破損、広範囲にわたる閉塞等）においては、現場状況を速やかに市に報告し、対応方針について市と協議すること。

（２）マンホールポンプ施設

① 保守点検

事業者は、市が管理するマンホールポンプ施設（ポンプ、制御盤、水位計等）について、機能を適切に維持するため、法令・指針に基づく法定点検、定期点検等を以下に挙げる事項を考慮し、実施すること。

- ・ 点検や整備は、関係する点検要領・保安規程に準じ、資格を必要とする諸機械の取り扱いや玉掛け等の作業は、必ず有資格者が行うこと。
- ・ ブレーカーの開閉は低圧電気取扱特別教育を修了したものが行うこと。
- ・ 当該設備メーカーの標準仕様書・取扱説明書を参考とすること。
- ・ 作業前に道路使用許可の申請を行い、承認後、交通誘導員を配置し作業をすること。
- ・ マンホールの内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・ 点検結果は適切に記録し、記録した情報は、今後の修繕及び改築等の基礎資料として活用すること。
- ・ 作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
- ・ 機械設備保守点検の業務内容は、以下 1)～10)のとおりである。
 - 1) ポンプ設備の運転状態の確認
 - 2) ポンプ設備の目視による確認
 - 3) 水位計の動作確認
 - 4) 保護装置の動作確認
 - 5) 故障表示ランプ等の動作確認
 - 6) ポンプ及び制御盤の絶縁抵抗値の測定

- 7) 制御盤の清掃
- 8) マンホール内の汚れの確認
- 9) 外部施設の確認
- 10) ポンプの点検（清掃含む）

② 緊急対応

マンホールポンプ施設の機能を適切に維持するため、通報監視システムからの異常通報箇所や保守点検業務にて異常が発見された箇所のうち、緊急性を有する箇所について、応急措置、点検、調整等を行うものであり、以下に挙げる事項を考慮し、緊急対応を実施すること。

- ・機器に異常が発生し、その連絡を受けたときは、概ね 60 分以内に現場確認を行い、直ちに技術員による、応急措置、点検、調整等を行わなければならない。
- ・原因調査を行い、その結果を速やかに市に連絡すること。
- ・業務終了後は、内容、時間等を市に対して報告すること。

3 住民対応に関する事項

事故や問い合わせの発生時には速やかに現場確認を行い、必要な措置を講じる。また、業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

（1）初期対応

① 通報受付

- ・市民からの電話等への通報の受付連絡を受け、記録整理を行うこと。
- ・対応時間は、事業期間中、24 時間 365 日の電話等の対応とする。
- ・市と事業者と効率的な連携手段が取れるよう連絡システムの構築を行うこと。

② 現地確認

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

また、住民等からの通報、苦情等のうち、緊急性を有する箇所について、事業者は現地確認を行い、責任範囲（公費負担部分と個人負担部分）を特定すること。

- ・受付後、概ね 60 分以内に現場確認を行うこと。
- ・現地確認に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
- ・現地確認により、責任範囲（公費負担部分と個人負担部分）を特定するとともに、対応方針について速やかに市へ報告すること。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行うこと。
- ・業務終了後は、内容、時間等を市に対して報告すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を市に報告すること。

(2) 緊急点検清掃

緊急点検清掃は、管路施設において、住民等からの通報、苦情等にて異常（閉塞や流下阻害等）が発見された箇所のうち、緊急性を有する箇所について、状況に応じた適切な方法により原因究明のための点検等を行い、必要に応じて清掃を実施すること。

- ・事業者は、現地にて作業を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- ・現場における原因、対応方針等は、必要に応じて住民への説明を行うこと。
- ・住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。
- ・緊急点検は以下のとおり、実施すること。
 - 1) 原因の究明に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
 - 2) 作業にあたっては、道路使用許可条件等を厳守して、実施すること。
 - 3) 各マンホールにおいて目視可能な範囲の管内状況、堆積物の有無及び流下状況の確認を行うこと。
 - 4) 必要に応じてテレビカメラ調査（「第5調査業務に関する要求事項」参照）等による状況の確認を行うこと。
 - 5) 管路施設（本管・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
 - 6) 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
 - 7) 業務終了後は、内容、時間等を市に報告すること。
- ・緊急点検の結果、緊急清掃が必要であると市が判断した場合は、速やかに清掃を実施すること。
- ・緊急清掃は、本管に堆積した土砂や付着物等により流下能力が阻害されている箇所について、適切な清掃により管路施設の機能回復を図るため、以下のとおり、実施すること。
 - 1) 必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
 - 2) 作業にあたっては、道路使用許可条件等を厳守して、実施すること。
なお、緊急性を有するため、市が官公署（所轄警察署）へ連絡を行い、事業者は速やかに道路使用許可申請書等の手続きを実施し、許可後に許可書（写）を市に提出すること。
 - 3) 清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で用意して行うこと。
 - 4) 清掃に使用する器材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。
 - 5) 作業の続行が困難となったときは、直ちに市に報告し指示を受けること。
この場合においても、上下流から作業する等、清掃の完遂に努め、その原

因状況を把握すること。

- 6) 作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
 - 7) 管路施設（本管・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
 - 8) 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
 - 9) 作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。
 - 10) 業務終了後は、内容、時間等を市に報告すること。
- ・ 緊急清掃では改善することができない、又は即時対応が困難な場合（大規模な管路破損、広範囲にわたる閉塞等）は、現場状況を速やかに市に報告し、対応方針について市と協議すること。

4 管理基準

事業者は表 4. 1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者若しくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則 2 年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 4.1 維持管理業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
実施率（％） ＝（各業務の実施施設数量/対象施設数量）×100	
通報から現場到着までの時間：通報受付から現場到着までの時間を○時間以内に到着した割合を○％以上とする。	
緊急対応完了率（％）事故・災害対応において、応急措置を○日以内に完了する割合を○％以上とする。	
道路陥没箇所数（箇所/km） ＝道路陥没箇所数/対象管路延長	
マンホール蓋に起因する事故発生件数（件/年） ＝マンホール蓋に起因する事故発生件数/対象マンホール蓋箇所	
管きよ等閉塞発生件数（件/km） ＝管きよ等閉塞発生件数/対象管路延長	
下水道維持管理サービスに対する苦情件数（％） ＝（対象期間内に処理した苦情件数/対象期間内の苦情件数）×100	
第三者への事故発生件数（件/km） ＝第三者事故発生件数/対象管路延長	
苦情処理率（％） ＝（対象期間内に処理した苦情件数/対象期間内の苦情総件数）×100	
苦情処理の迅速性（分/回） ＝苦情処理までの所要時間の累計/苦情処理回数	
緊急措置実施数（件/km） ＝緊急措置実施数/対象管路延長	
緊急措置の迅速性（分/回） ＝緊急措置までの所要時間の累計/緊急呼び出し回数	

第5 調査業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

① スtockマネジメント

点検・調査業務は、市が策定しているストックマネジメント計画を踏まえ、下水道施設の点検・調査を行うことで汚水を適切に処理し、衛生的で快適な生活を保つものであり、下水道施設が有すべき機能を最大限に発揮させながら持続していくことを目的とする。

なお、事業者は、対象施設の仕組みや構造・機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択して計画的維持管理を実施すること。また、下水道施設に起因する道路陥没や溢水等の事象が発生した場合には、復旧作業はもとより、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

② 災害対応

災害対応業務は、下水道事業業務継続計画に準じ、速やかに現場確認・原因調査・応急措置を実施し、下水道施設の機能維持を図る。その結果、被害の拡大防止及び下水道施設に対する機能の早期回復、及び市民の安全・安心を確保することを目的とする。

事業者は、事故や問い合わせの発生時には速やかに現場確認を行い、必要な措置を講じる。また、業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

当市では、災害対応に関する下記の協定を締結していることから、必要に応じて、市から要請があった場合は別紙 5（災害復旧支援フロー）に示す手順に準じ、二次調査を実施するものとする。

【締結済の災害に関する協定】

- 1) 東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール（令和3年12月）
- 2) 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定
(平成30年10月29日)
- 3) 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定
(令和3年3月19日)
- 4) 災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定
(令和6年7月14日)

(2) 実施体制

下水道施設の調査業務にあたっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ①業務に関して、施設や作業内容、実施時期に応じて適切な体制を構築すること。
- ②災害や重大事故により、管路施設の機能が損なわれた場合、改築や修繕が必要となるケースを想定し、維持管理業務と修繕・改築業務の連絡体制を構築すること。
- ③統括管理者の指揮の下、維持管理業務と計画・設計業務、修繕・改築業務担当が連携し、緊急度に応じた修繕・改築計画を迅速に対応できる体制を整えること。
- ④必要に応じて、地元業者と連携し、地域との協働による迅速な対応を図ること。
- ⑤災害協定を踏まえ、事業化スケジュールや資材調達計画を事前に準備しておくこと。
- ⑥業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- ⑦住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。

(3) 業務内容

① スtockマネジメント

- ・点検（スクリーニング調査）
- ・調査（詳細調査）

② 災害対応

- ・調査（二次調査）

2 スtockマネジメントに関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、点検・調査業務を行うこと。実施方法や作業時期等の詳細については、市が策定しているstockマネジメント計画を踏まえ、事業者が技術的判断に基づいて設定し、実施するものとする。

なお、下水道施設の点検、調査の業務範囲は下水道事業範囲内全域を対象とする。

以下に示す各業務は、別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容に関しては、市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

(1) 点検（スクリーニング調査）

点検は、下水道事業範囲内全域を対象とした巡視結果やstockマネジメント計画等を考慮し、事業者の創意工夫やノウハウを生かし必要に応じて見直しを行った上で点検を実施すること。

- ・マンホール蓋の異状及びマンホール蓋周辺の異状の有無等を確認すること。

- ・各マンホールにおいて目視可能な範囲の管内状況、堆積物の有無及び流下状況の点検を行う。
- ・目視等により本管の管口及び管口付近の状況を把握し、詳細調査実施の可否を判定するためのスクリーニング調査を行うこと。
- ・点検を実施した施設は、点検結果を踏まえて清掃、調査等が必要な施設を抽出する。判定基準は、異状が確認された箇所及び状況等を勘案し、市に報告すること。

(2) 詳細調査

計画調査は、下水道事業範囲内全域を対象とした点検（スクリーニング調査）結果やストックマネジメント計画に基づき、調査箇所を設定し、管径・現場条件等を考慮して事業者の創意工夫やノウハウを生かし必要に応じて見直しを行った上で調査を実施すること。

- ・管きょ調査はテレビカメラ調査を基本とし、状況に応じて目視による調査方法を採用するか、市と協議のうえ選定する。
- ・調査は管の破損、クラック、継目部、取付管の管口、管きょ内の異常箇所等に十分注意しながら、スケール測定または目視により異常の程度を調査すること。
- ・異常箇所等があった場合は、テレビカメラの移動を一時停止して全周を側視し、必要に応じて写真撮影を行い、報告書に記載すること
- ・内径 800 mm未満の管きょについては、調査前の管内洗浄を実施する。内径 800 mm以上の管きょについては一般的に調査前の管内洗浄を実施しないが、洗浄を行わなければ管内状況の把握、安全な調査ができない場合は管内洗浄を検討すること。
- ・調査を行った施設に対し、診断を行い、緊急度等の判定（別紙 6（管渠調査診断基準）参照）を行うこと。

3 災害対応に関する事項

事業者は、市から要望があった場合は、必要に応じ災害対応を行うものとする。

対応の初期段階では支援班の体制を整え、通常の維持管理業務の判定基準や調査方法と異なることを十分認識して、支援班長は前線基地責任者との情報交換を密に行い、日々の作業終了後は作業日報、調査記録表等を整理・提出すること。

調査報告書は各班の調査記録表等を取りまとめ市に提出し、これをコンサルタントがチェックすることになる。その際、コンサルタントから調査記録表等の手直しや調査路線の抜け、調査方法及び報告書作成方法の変更などの指摘が生じた場合は、支援班長及び報告書作成員はこれらの注文にも対応しなければならない。

4 調査監督に関する事項

調査を行うにあたり、現場代理人及び主任技術者等を配置し、以下に掲げる事項を考慮するほか別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す基準や指針等に準じて調査監督管理を適切に行うこと。

（１）調査前

- ①関連資料等の収集を行い、業務計画書を作成すること。
- ②点検調査に先立って現地踏査を行い、道路状況、交通規制の要否等について現場の概況を確認すること。
- ③調査開始前に、必要に応じて交通規制や安全対策等を講じ、地域住民への周知を図ること。
- ④道路使用許可書等、関係機関との協議用資料を作成すること。

（２）調査時

- ①事業者は、工程管理、安全管理に努めること。
- ②事業者は、交通状況に即した適切な交通誘導警備員を配置するなどして、安全管理に努めるものとする。本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において措置するものとする。

（３）調査後（完了時）

- ①テレビカメラ調査・目視調査等の結果を、報告書として取りまとめる。なお、調査記録表等の書式については、市と協議のうえ、決定するものとする。

5 その他に関する事項

（１）国庫・都費補助金等交付関連

国庫・都費補助金等交付対象に該当する調査に関しては、市と協議を行い、国庫又は都費補助金等に関する必要な資料作成や会計検査院又は東京都が実施する検査に関する資料整理等を行うこと。

（２）予算の執行

- ①年度予算における工事の実施を原則とするため、市の都合により変更となる場合がある。
- ②事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価や歩掛等が適正であることを示す根拠資料を整理すること。

（３）業務実績データ

業務を実施する者は受注時又は変更時において、設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、市の承諾を受けたうえで、15 日以内に（一財）日本建設情報総合センターに登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを市に提出しなければならない。

6 管理基準

事業者は表 5.1 及び表 5.2 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者若しくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則 2 年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 5.1 スtockマネジメント（点検・調査）業務に関する業務指数（PI）例

業務指標(PI)	備考
管路の老朽化率(%) ＝耐用年数超過管路延長／維持管理対象管路延長×100	
マンホール蓋の老朽化率(%) ＝取替えが必要なマンホール蓋の数／維持管理対象マンホール蓋の数×100	
管きよの損傷率(%) ＝A ランクの損傷のあるスパン数／維持管理対象スパン数×100	
マンホール躯体の損傷率(%) ＝A ランクの損傷のある箇所数／維持管理対象箇所数×100	
取付管又は公共汚水ますの損傷率(%) ＝損傷取付管又はます箇所数／調査済み取付管又は公共汚水ます箇所数×100	
マンホール目視調査等実施率(%) ＝実施マンホール数／維持管理対象マンホール数×100	
点検から調査への移行比率(%) ＝調査対象施設数量／点検対象施設数量×100	
詳細調査実施率(%) ＝詳細調査実施管路延長／詳細調査必要管路延長×100	

表 5.2 災害対応に関する業務指数（PI）例

業務指標(PI)	備考
災害時対応協定の有無(有・無%) (災害対応協定)	
二次調査実施率(%) ＝二次調査実施管路延長／一次調査実施延長×100	

第6 計画・設計業務に関する要求事項

1 基本的事項

計画・設計業務は、市が策定する各種計画との整合を図りながら、下水道事業の持続可能性を確保し、効率的かつ安全な施設管理を実現するために実施するものである。

(1) 業務の考え方

① 計画策定

ストックマネジメント計画及び雨天時浸入水対策の計画策定を行う。

- ・ストックマネジメント計画

下水道施設の老朽化の進展状況を長期的な視点で予測し、点検・調査結果に基づき、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。そして、下水道事業の持続可能性の確保を図り、施設の長寿命化及び維持管理コストの最適化を推進することを目的とする。

- ・雨天時浸入水対策（修繕・改築計画）

雨天時浸入水対策計画を基に、雨天時浸入水の発生状況や管路施設の状況を踏まえ、効率的かつ効果的な対策を講じることができる計画策定を行うことを目的とする。

対策手法の検討にあたっては、管路施設の能力や課題に基づき、優先的に実施すべき対策を明確にするとともに、適用可能な対策手法を整理する。

② 実施設計

ストックマネジメント計画又は雨天時浸入水対策（修繕・改築計画）に基づき、改築対象施設の実施設計を行い、計画的な改築工事の実施を目的とする。

事業者は、ストックマネジメント計画又は雨天時浸入水対策計画に基づき、効率的かつ効果的な改築工事が実施可能となるように実施設計を適切に行うこと。

③ 災害対応

災害対応業務は、下水道事業業務継続計画に準じ、速やかに現場確認・原因調査・応急措置を実施し、下水道施設の機能維持を図る。その結果、被害の拡大防止及び下水道施設に対する機能の早期回復、及び市民の安全・安心を確保することを目的とする。

当市では、災害対応に関する下記の協定を締結していることから、必要に応じて、市から要請があった場合は別紙 5（災害復旧支援フロー）に示す手順に準じ、災害査定（査定資料の作成含む）及び実施設計（本復旧）に協力するものとする。

※ 締結済の災害に関する協定

- 1) 東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール（令和3年12月）
- 2) 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

（平成30年10月29日）

3) 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定
(令和3年3月19日)

4) 災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定
(令和6年7月14日)

事業者は、事故や問い合わせの発生時には速やかに現場確認を行い、必要な措置を講じる。また、業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

(2) 実施体制

計画・設計業務にあたっては、以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ①当該業務を行うにあたり、業務実施要件に示された有資格者や経験を有する者を配置すること。
- ②統括管理者を中心に、維持管理業務や修繕・改築業務の各担当との連携を図り、点検及び調査から計画・設計、修繕・改築工事まで一貫した情報共有を行うこと。
- ③雨天時浸入水対策は、調査結果に基づき修繕・改築が必要と判断された場合には、維持管理業務や修繕・改築業務との連携を図り、統括管理者の指揮の下で円滑に対応できる体制を確保すること。

(3) 業務内容

計画・設計業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

以下に示す各業務は、別紙2（関係法令）及び別紙3（参考図書）に示す最新版の基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容や提出物に関しては、市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

① スtockマネジメント

- ・計画策定
- ・実施計画

② 雨天時浸入水対策

- ・計画策定（修繕・改築計画）
- ・実施計画

③ 災害対応

- ・災害査定
- ・実施設計（本復旧）

2 スtockマネジメントに関する事項

(1) 計画策定

事業期間中に一回（令和 16 年度を想定）程度のストックマネジメント計画策定※（基本計画の見直し及び修繕改築計画策定）を行う。ただし、変更すべき事由が生じた場合は、市の指示により、必要に応じて改定を行うこと。

※現行計画は、基本計画が平成 30 年度、修繕改築計画が令和 2 年度に策定しており、令和 9 年度に修繕改築計画を見直し予定。なお、基本計画とは、施設情報収集・整理から点検調査計画の取りまとめまでの業務を言う。

- ①事業者は、市の上位計画である市総合計画や下水道事業経営戦略、関連計画である地域防災計画や上下水道耐震化計画等の変更がある場合は、必要に応じてストックマネジメント計画を見直すこと。
- ②事業者は、現行のストックマネジメント計画による維持管理業務の実施結果及び維持管理情報、本業務で実施する点検・調査の実施結果を基に、ストックマネジメント計画を策定すること。
- ③ストックマネジメント計画の策定後は、東京都下水道局やその他関連機関との協議がある場合には同行し、円滑に計画書の受理が図れるよう努めること。
- ④業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は「技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者」又は「RCCM（下水道）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者」のいずれかの要件を満たす者を配置すること。
- ⑤国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。

(2) 実施設計

ストックマネジメント計画に基づき、老朽化の著しい管路施設を改築するための実施設計を行う。なお、想定数量は令和 2 年度に策定した現計画の進捗や、新たなストックマネジメント計画により変更されることがある。

- ①管路施設の改築実施設計においては、所定の耐用年数及び流下能力を新たに確保できる改築工法及び構造を選定すること。
- ②構造計算及び耐震設計を行うにあたり、必要に応じて土質調査を実施すること。
- ③特殊な工法や設備を採用する場合は、市と協議のうえ決定すること。
- ④設計等に関する業務の積算基準は、「土木工事標準積算基準書」及び「下水道用設計標準歩掛表」等に準拠するものとし、これに定めない事項については市と協議すること。
- ⑤下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。
- ⑥業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は「技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者」又は

「RCCM（下水道）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者」のいずれかの要件を満たす者を配置すること。

- ⑦国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。

3 雨天時浸入水対策に関する事項

（１）計画策定（修繕・改築計画）

当市では、令和8年度に、過去の調査結果を基に雨天時浸入水対策計画を策定予定である。その対策計画に基づき、リスク等を考慮したうえでより効果的かつ効率的な対策とすべく、具体的な修繕・改築計画の策定を行う。

- ①事業者は、下水道施設の機能維持及び公衆衛生の確保を目的として、雨天時浸入水の発生状況及び要因を調査・分析し、効果的かつ効率的な修繕・改築計画を策定すること。
- ②修繕・改築計画の策定は、既存資料、維持管理情報、流量調査結果、テレビカメラ調査結果等を活用し、浸入水の発生箇所及び発生原因を特定するとともに、対策の優先順位及び概算事業費を整理すること。
- ③業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は「技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者」又は「RCCM（下水道）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者」のいずれかの要件を満たす者を配置すること。

（２）実施設計

雨天時浸入水対策計画に基づき、雨天時浸入水が多い管路施設を修繕改築するために実施設計を行う。

- ①事業者は、修繕・改築計画に基づき、管路施設その他関連施設について、必要な実施設計を実施すること。
- ②実施設計にあたっては、施工性、維持管理性、経済性及び事業継続性を十分に考慮し、関係法令、各種基準及び市が定める要件に適合している設計とすること。
- ③特殊な工法や設備を採用する場合は、市と協議のうえ決定すること。
- ④設計等に関する業務の積算基準は、「土木工事標準積算基準書」及び「下水道用設計標準歩掛表」等に準拠するものとし、これに定めない事項については市と協議すること。
- ⑤下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。
- ⑥業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は「技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者」又は「RCCM（下水道）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者」のい

ずれかの要件を満たす者を配置すること。

- ⑦東京都の助成対象事業（市町村下水道事業都費補助金）となることから、市と協議を行い、補助金交付申請に関する必要な資料作成や東京都が実施する検査に関する資料整理等を行うこと。

4 災害対応に関する事項

（１）災害査定

現地調査資料・設計図書資料の取りまとめ、災害復旧で用いる工法や事業費の妥当性等について、市と連携して行う。

地震、豪雨、台風その他の自然災害等により下水道施設に被害が発生した場合、市と連携し、かつ適切な災害査定対応の実施には、以下の事項を満たすこと。

- ①被害状況の調査及び把握を速やかに実施し、被災箇所、被害規模及び応急対応の状況を整理すること。
- ②災害復旧事業に必要な資料、写真、図面、数量算出書等を作成し、災害査定に必要な書類を整備すること。
- ③国及び関係機関による災害査定に際し、説明資料の作成、現地立会及び質疑対応等の協力・サポートを実施すること。
- ④災害査定結果を踏まえ、復旧工法、復旧事業費及び事業スケジュールの検討を行い、市に報告すること。
- ⑤災害復旧事業の円滑な実施に向け、関係機関と協議及び各種手続に協力すること。

（２）実施設計（本復旧）

調査業務等で実施した災害対応の内容に基づき、原形復旧が可能か否かを判断し、災害復旧に向けた実施設計を行う。

災害リスクを十分に考慮し、対象施設の被災対策、停電対策等の防災・減災機能の向上に資する設計の実施には、以下の事項を満たすこと。

- ①対象施設周辺の災害履歴、ハザードマップ及び関連計画等を踏まえ、想定される災害リスクを整理すること。
- ②災害発生時には、必要な機能を維持できるよう、可能な限り施設の耐震化や浸水対策等を考慮した設計を実施すること。
- ③災害対応上必要となる関係機関との協議資料及び設計図書を作成すること。

5 計画・設計管理に関する事項

計画・設計を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、主任技術者及び照査技術者を配置して業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。

（１）計画・設計時

- ①事業者は、工程管理に努めること。
- ②事業者は、別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す各基準等を参考に、

計画策定、実施設計を行い、計画・設計に関する資料を作成すること。

(2) 計画・設計作成後（完了時）

- ①事業者は業務を実施する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、更に照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ②計画・設計全般に渡り、照査を実施すること。

6 その他に関する事項

(1) 国庫・都費補助金等交付関連

国庫・都費補助金等交付対象に該当する計画・設計に関しては、市と協議を行い、国庫又は都費補助金等に関する必要な資料作成や会計検査院又は東京都が実施する検査に関する資料整理等を行うこと。

(2) 予算の執行

- ①年度予算における工事の実施を原則とするため、市の都合により変更となる場合がある。
- ②事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価や歩掛等が適正であることを示す根拠資料を整理すること。

(3) 業務実績データ

業務を実施する者は、受注時は契約後10日以内に、完了時は完了後10日以内に、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「発注機関確認書」を作成し、市の承諾を受けた後に（一財）日本建設情報総合センターに登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを市に提出しなければならない。

7 管理基準

事業者は表6.1に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から2年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者若しくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 6. 1 計画・設計業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
毎月、計画策定業務の進捗報告を提出すること。	100 % を原則とする
提出された報告が、市の評価基準（進捗の妥当性、課題対応、次月計画の具体性）に適合した割合を 95 % 以上とする。	
計画・設計に関する是正回数（回）	
道路陥没未然防止率（％） ＝（道路陥没未然防止対策箇所数/道路陥没の恐れがある箇所数）× 100	

第7 修繕・改築業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な改築を行い、本要求水準を満たすこと。

創意工夫を十分に維持管理における点検・調査結果を踏まえ、修繕・改築箇所を選定するとともに最適な修繕・改築方法を選び、事業期間を通じて、管路施設の健全性を保ち適切な施設整備となるような修繕・改築を実施すること。また、マンホールポンプ施設の設備について計画的に改築事業を実施し、機能維持を図ることにより、生活環境の重大なリスクを減らし、良好な市民生活を守ることを目的とする。

なお、事業者は、本事業の「第6 計画・設計業務」で実施した「実施設計」の成果に基づいて修繕及び改築工事を行うこと。

(2) 実施体制

修繕・改築業務にあたっては、別紙2（関係法令）及び別紙3（参考図書）並びに以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ①修繕や改築において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務には、それぞれ必要な有資格者が担当すること。
- ②統括管理者を中心に、維持管理業務や計画・設計業務の各担当との連携を図り、点検及び調査から計画・設計、修繕・改築工事まで一貫した情報共有を行うこと。

(3) 業務内容

修繕・改築業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。なお、以下に示す各業務は、別紙2（関係法令）及び別紙3（参考図書）に示す基準や指針等を参考に実施すること。

① スtockマネジメント

- ・改築工事

② 雨天時浸入水対策

- ・改築工事

③ マンホールポンプ

- ・改築工事（土木工事除く）

④ 緊急修繕

- ・管路施設の緊急修繕
- ・マンホールポンプの緊急修繕

⑤ 公共汚水ます設置工事

- ・公共汚水ます設置工事

2 スtockマネジメントに関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の改築工事を行うこと。実施方法や改築時期等の詳細については、市が策定しているストックマネジメント計画を踏まえ、事業者が技術的判断に基づいて設定し、実施するものとする。

また、改築工事は、劣化及び老朽化した管路施設（管きょ）に対し、新たに所定の耐用年数を確保する施設を構築すること。

（１）改築工事

- ・管路施設（管きょ）は、設計流下能力を満足すること。
- ・管路施設（管きょ）は、所定の耐荷性能、耐久性能、耐震性能等を確保すること。
- ・新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、市の承認により、当該工事に採用することができる。
- ・特殊な工法を採用する場合は、市と協議の上決定すること。
- ・国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。
- ・管きょの改築工法には、布設替工法や管更生工法があるが、設計成果を基に、損傷等の程度や現場状況等に適した工法を選定して改築を行う。
- ・工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。なお、各図書の中で、「東京都」を「市」、「都」及び「局」を「市」と読み替えることとする。

ア 東大和市 「下水道設計標準図」

イ 東京都下水道局 「東京都下水道設計標準」

ウ 東京都建設局 「土木材料仕様書」

エ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」

オ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」

カ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」

キ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」

ク 東京都 「東京都建設リサイクルガイドライン」

ケ 東京都 「東京都環境物品等調達方針」

※上記は全て最新版とする。

- ・管路施設（管きょ）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。

3 雨天時浸入水対策に関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の改築工事を行うこと。実施方法や改築時期等の詳細については、雨天時浸入水対策計画（修繕・改築計画）を踏まえ、事業者が技術的判断に基づいて設定し、実施するものとする。

また、改築工事は、雨天時浸入水が発生した管路施設（管きょ・マンホール）に対し、雨天時浸入水に起因する事象の防止・軽減される施設を構築すること。

（１）改築工事

- ・管路施設（管きょ）は、設計流下能力を満足すること。
- ・管路施設（管きょ）は、所定の耐荷性能、耐久性能、耐震性能等を確保すること。
- ・新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、市の承認により、当該工事に採用することができる。
- ・特殊な工法を採用する場合は、市と協議の上決定すること。
- ・東京都の助成対象（市町村下水道事業都費補助金）事業となることから、市と協議を行い、補助金交付申請に関する必要な資料作成や東京都が実施する検査に関する資料整理等を行うこと。
- ・管きょ及びマンホールの改築工法には、布設替工法や管更生工法があるが、設計成果を基に、損傷等の程度や現場状況等に適した工法を選定して改築を行う。
- ・工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。なお、各図書の中で、「東京都」を「市」、「都」及び「局」を「市」と読み替えることとする。

ア 東大和市 「下水道設計標準図」

イ 東京都下水道局 「東京都下水道設計標準」

ウ 東京都建設局 「土木材料仕様書」

エ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」

オ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」

カ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」

キ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」

ク 東京都 「東京都建設リサイクルガイドライン」

ケ 東京都 「東京都環境物品等調達方針」

※上記は全て最新版とする。

- ・管路施設（管きょ・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。

4 マンホールポンプに関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、改築工事を行うこと。実施方法や改築時期等の詳細については、事業者が技術的判断に基づいて設定し、実施するものとする。

また、改築工事は、劣化及び老朽化したマンホールポンプ施設（機械・電気設備）に対し、新たに所定の耐用年数を確保及び良好な維持管理及び運転するための施設を構築すること。

（１）改築工事（土木工事を除く）

- ・作業前に、道路使用許可の申請を行い、承認後、交通誘導員を配置し作業すること。
- ・ポンプの吐出能力は、設計流量を満足する設備に更新すること。
- ・国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。
- ・管路施設（マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。

5 緊急修繕に関する事項

「第４維持管理業務に関する要求事項」で示された「緊急点検清掃（管路施設）」及び「緊急対応（マンホールポンプ施設）」業務により修繕が必要と判断された箇所のうち緊急性を有する箇所について、状況に応じた適切な方法により修繕工事を実施すること。

なお、ストックマネジメント計画や雨天時浸入水対策計画（修繕・改築計画）において、修繕と位置付けられた修繕工事も当該業務に含むものとする。

（１）管路施設の緊急修繕

- ・緊急点検清掃や管路施設の調査結果を基に、緊急修繕が必要な箇所（閉塞、破損、道路陥没等）を選定し、目的に適した工法を選定して修繕工事を行う。
- ・修繕を行うことで、管路施設（管きょ、マンホール）の閉塞、破損等による流下機能の悪化や道路陥没、汚水流出、雨天時浸入水等を防止し、下水道機能を安定して維持させること。
- ・部分的な補強を行い所定耐用年数までの延命化を図れるようにすること。
- ・更生工法での修繕を採用する場合には、「（公財）日本下水道新技術機構の技術審査証明」を取得した工法を採用すること。

- ・特殊な工法を採用する場合は、市と協議の上決定すること。
- ・管路施設（管きょ・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。
- ・緊急修繕では改善することができない、または即時対応が困難な場合（大規模な管路破損や道路陥没、広範囲にわたる閉塞等）は、現場状況を速やかに市に報告し、対応方針について市と協議すること。

（２）マンホールポンプの緊急修繕

- ・マンホールポンプ施設（機械、電気設備）について、保守点検や緊急対応の結果等により、緊急修繕が必要な箇所を選定し、修繕工事を行う。
- ・修繕を行うことで、マンホールポンプ施設（機械、電気設備）の機能を安定して維持させること。
- ・管路施設（管きょ・マンホール）の内部で作業を行う場合、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等の有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市及びその他関係機関に連絡すること。
- ・緊急修繕では改善することができない、または即時対応が困難な場合（大規模な設備故障等）は、現場状況を速やかに市に報告し、対応方針について市と協議すること。

6 公共污水ます設置工事に関する事項

公共下水道污水ます設置工事申請が市に受理された場合、市の指示により、すみやかに工事を実施すること。

（１）公共污水ます設置工事

- ・公共污水ますの設置工事等は、市の基準を遵守し施工すること。
- ・事業者は、市の指示に従い、指示書、図面、「土木工事標準仕様書（東京都下水道局）」、「東京都土木工事標準仕様書（東京都建設局）」、東京都建設局長が定めた「土木材料仕様書」及び「東大和市標準下水道構造図集」により施工すること。なお、各仕様書等の中に「東京都」とあるのを「東大和市」に、「都」と

あるのを「市」に、「局」とあるのを「市」に読み替えるものとする。

- ・上記に記載のない事項については、市と事業者との協議により決定する。
- ・工事完了届（市指定様式）を提出すること。
- ・工事記録写真にあっては、次により編集のうえ市に提出すること。
 - ①出来形が判定できること。
 - ②取付管布設にあたっては、延長、掘削幅及び深さ、接続状況、埋戻し状況が判定できること。
 - ③公共汚水ます設置にあたっては、掘削深、設置状況及び埋戻し状況が判定できること。
 - ④路面復旧（仮復旧含）にあたっては、その整正状況（厚さ）及び幅が判定できること。
 - ⑤その他、市の指示による状況写真。
- ・竣工図は原則として、「公共汚水ます竣工図（別紙 7（排水設備・公共汚水ます・開発の申請受付、検査に関する業務分担）参照）」を提出すること。
- ・材料については、事業者の責任において工事現場で確認検査を行い、規格外品、損傷品又は変質品があるときは新品と取り替えること。
- ・工事の着手は、市より事業者へ「単価契約工事施工指示書」により行うものとする。
- ・公共汚水ますの設置及び取付管の施工に関しては、以下の事項を遵守すること。
 - ①本工事の土留工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。
 - ②埋戻し工は、管天端 10 cm までを砂埋め（改良土）とし、これより上部は良質土又は砂（改良土）により埋め戻すこと。
 - ③管の基礎は、砂基礎（管周り改良土）を基本とし、ます基礎は管基礎と同じとする。
 - ④公共汚水ます設置箇所及び民地内の取付管箇所にコンクリート、タイル等がある場合は、現状に復すこと。
 - ⑤路面復旧工（仮復旧含）は、現状に復すこと。本復旧範囲については、道路管理者の指示を仰ぐこと。
 - ⑥各種構造図は、別紙7（排水設備・公共汚水ます・開発の申請受付、検査に関する業務分担）を参照すること。
- ・事業者は、警察署、消防署、道路管理者及びその他の関係各機関との許可条件及び協議事項を厳守すること。
- ・本工事における舗装の切断作業時に発生する排水の処理については、事業者の責任において適正に処理すること。
- ・本工事から発生する建設副産物（発生土、アスコン塊、コンクリート塊等）については、事業者の責任において法律及びその他の関係法令、条例規則等を遵守し、適正に処理すること。
- ・公共汚水ますは、維持管理上支障ないものとし、以下の区分により設置すること

を原則とする。ただし、これにより難い場合は、その都度市と協議のうえ、決定するものとする。

表 7. 1 公共汚水ますの形状・寸法等

公共汚水ますの形状	内径(mm)	深さ(m)	備考
小口径ます	200	1.50 以下	
1 号ます	350	0.80 以下	
2 号ます	500	0.81 以上～1.40 以下	
3 号ます	700	1.41 以上～1.80 以下	
1 号人孔	900	1.81 以上	

7 工事監督に関する事項

工事を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、主任技術者又は監理技術者を配置して工事監督管理の適切な対応を行うこと。

(1) 施工前

- ①道路占用許可申請書は部申請となるため、事業者は必要となる書類を提出すること。他に市が関係機関へ協議、届出等を必要とする場合は書類作成等について協力すること。
- ②道路使用許可申請書等の工事にあたって必要となる手続きについては、事業者の負担と責任で行うこと。
- ③工事開始前に、交通規制や安全対策等を講じ、地域住民への周知を図ること。

(2) 施工時

- ①事業者は、工程管理、安全管理、施工管理に努めること。
- ②事業者は、別紙 2（関係法令）及び別紙 3（参考図書）に示す各基準等を参考に施工管理、品質管理、出来高管理を行い、施工管理に関する書類を整備すること。

(3) 施工後（完了時）

- ①事業者は、工事竣工に伴い、工事が適正に行われたことを確認した上で、工事完了図書を市へ提出すること。

8 その他に関する事項

(1) 国庫・都費補助金等交付関連

国庫・都費補助金等交付対象に該当する調査に関しては、市と協議を行い、国庫又は都費補助金等に関する必要な資料作成や会計検査院又は東京都が実施する検査に関する資料整理等を行うこと。

（２）予算の執行

- ①年度予算における工事の実施を原則とするため、市の都合により変更となる場合がある。
- ②事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価や歩掛等が適正であることを示す根拠資料を整理すること。

（３）工事実績データ

工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、市の確認を受けたうえ、10営業日以内に登録機関に登録すること。

９ 管理基準

事業者は表 7. 2 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から2年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 7. 2 修繕・改築業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
健全な管きょの割合（緊急度Ⅲ）（％） ※ストックマネジメントの評価	例）健全度予測式による現在の推定値 46.9
緊急度Ⅰ以下の割合（％） ＝（緊急度Ⅰの管路延長/対象管路延長）×100	ストックマネジメント計画より 0%
損傷劣化施設補修率（％） ＝（補修施設数量/対象施設数量）×100	
管路施設損傷劣化施設改善率（％） ＝（劣化施設数量/対象施設数量）×100	
管路腐食対策率（％） ＝（腐食対策施設数量/対象施設数量）×100	
マンホールポンプ損傷劣化施設改善率（％） ＝（劣化施設数量/対象施設数量）×100	

第8 その他関連業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

その他関連業務は、市民又は民間開発事業者（以下、「申請者」という。）からの下水道接続・受託築造（公共汚水ますの新設・撤去等）及び開発に伴う新規整備に関して、申請書や協議書等の受付及び書類審査を行う。そして、市の設置基準、接続基準を遵守しながら、申請受付・検査を効率的かつ効果的に実施し、住民サービスの向上を目的とする。

事業者は、申請受付・検査に関して問い合わせの発生時には、速やかに資料確認を行い、必要な措置を講じる。また、市の現場検査には同行し、検査対応に協力すること。業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、市民や民間開発事業者への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

(2) 実施体制

その他関連業務にあたっては、以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ①申請受付に関しては、事業者は、市が指定する庁舎内窓口において、開庁日（平日8時30分～17時）に常時1名以上の技術専門員を配置し、対面等による申請受付に対応すること。
- ②排水設備及び公共汚水ます設置工事等に関しては、今後の維持管理業務を踏まえ、統括管理者を中心に、維持管理業務や計画・設計業務の各担当との連携を図り、点検及び調査から計画・設計、修繕・改築工事まで一貫した情報共有を行うこと。
- ③事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本事業による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、事業者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、従事者に対し、情報セキュリティポリシーを踏まえた個人情報の保護に関する教育及び研修を実施すること。

(3) 業務内容

① 下水道事務

- ・窓口・電話対応
- ・排水設備設置申請受付、検査
- ・公共汚水ます設置申請受付、検査
- ・開発申請受付、検査

2 下水道事務関連に関する事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、下水道事務関連業務を行うこと。実施方法等については、市から引継ぎ等を行ったうえで、適切に実施すること。

(1) 窓口・電話対応

- ・事業者は、市民又は申請者等が「排水設備、公共汚水ます、下水道台帳の閲覧等」に関して、相談・申請受付等の窓口・電話対応を行うこと。なお、事業開始から当面の間は、市職員（1名程度）がサポートを行うものとする。
- ・対応時間は、開庁日（平日8時30分～17時）とする。

(2) 排水設備設置申請受付、検査

- ・事業者は、市民又は申請者から排水設備の申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、申請者から排水設備の完了書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、申請者から排水設備の完了書類が提出された際は、現場検査の日程調整を行うこと。なお、現場検査の際には、必ず市職員（最低1名）が同行するものとする。
- ・事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を仰ぐこと。
- ・修正書類の提出があった際は、記載事項に不備がないか確認すること。
- ・事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。

(3) 公共汚水ます設置申請受付、検査

- ・事業者は、市民又は申請者から公共汚水ますの申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、申請者から公共汚水ますの完了書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、排水設備の現場検査に合わせて、公共汚水ますの現場検査も行う。なお、現場検査の際には、必ず市職員（最低1名）が同行するものとする。
- ・事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
- ・修正書類の提出があった際は、記載事項に不備がないか確認すること。
- ・事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。

(4) 開発申請受付、検査

- ・事業者は、市民又は申請者から事前相談があった場合は、対応すること。
- ・事業者は、申請者から開発事業の申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、開発事業助言書を作成し、市に回議すること。

- ・事業者は、申請者から修正図面が提出された際は、記載事項に不備がないか確認すること。
- ・事業者は、申請者から着手前書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、申請者から検査用図面が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。なお、現場検査の際には、必ず市職員（最低1名）が同行するものとする。
- ・事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
- ・事業者は、申請者から竣工図が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
- ・事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。
- ・事業者は、移管手続きが完了した際は、所定の事務手続きを行うこと。

3 管理基準

事業者は表 8. 1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から2年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者若しくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、原則2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 8. 1 その他関連業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
申請受付対応率（%） ＝（申請受付対応実施施設数量/申請受付対応対象施設数量）×100	
検査対応完了率（%） ＝（検査対応実施施設数量/検査対応対象施設数量）×100	
書類不備による是正処置（回）	

第9 契約終了時に関する要求事項（措置）

1 施設機能確認

事業者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ・事業期間終了時において、業務の対象となる全ての施設が管路施設としての機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後2年以内は改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備すること。
- ・事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを市に報告すること。
- ・市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って市が事業者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。
- ・市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、市は事業者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、事業者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。
- ・市は契約終了日から2年以内に事業者が導入した設備等に契約不適合があることを知ったときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後2年以内に請求（ただし、市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。

2 引継ぎ

事業者は、本事業期間中を通じて引継ぎ事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日の180日前までに引継文書の暫定版を市に提出し、本事業終了日までに引継文書の最終版を市に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点等を把握できるような内容とすること。

また、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行うこと。

3 その他

事業者は、その他契約終了に伴い以下を実施すること。

- ・自らが締結している契約及び維持している許認可等について、次期事業主体が承継を希望する場合には、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期事業主体に送付すること。
- ・市又は次期事業主体に事業が引き継がれるまでに、市又は次期事業主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力す

ること。

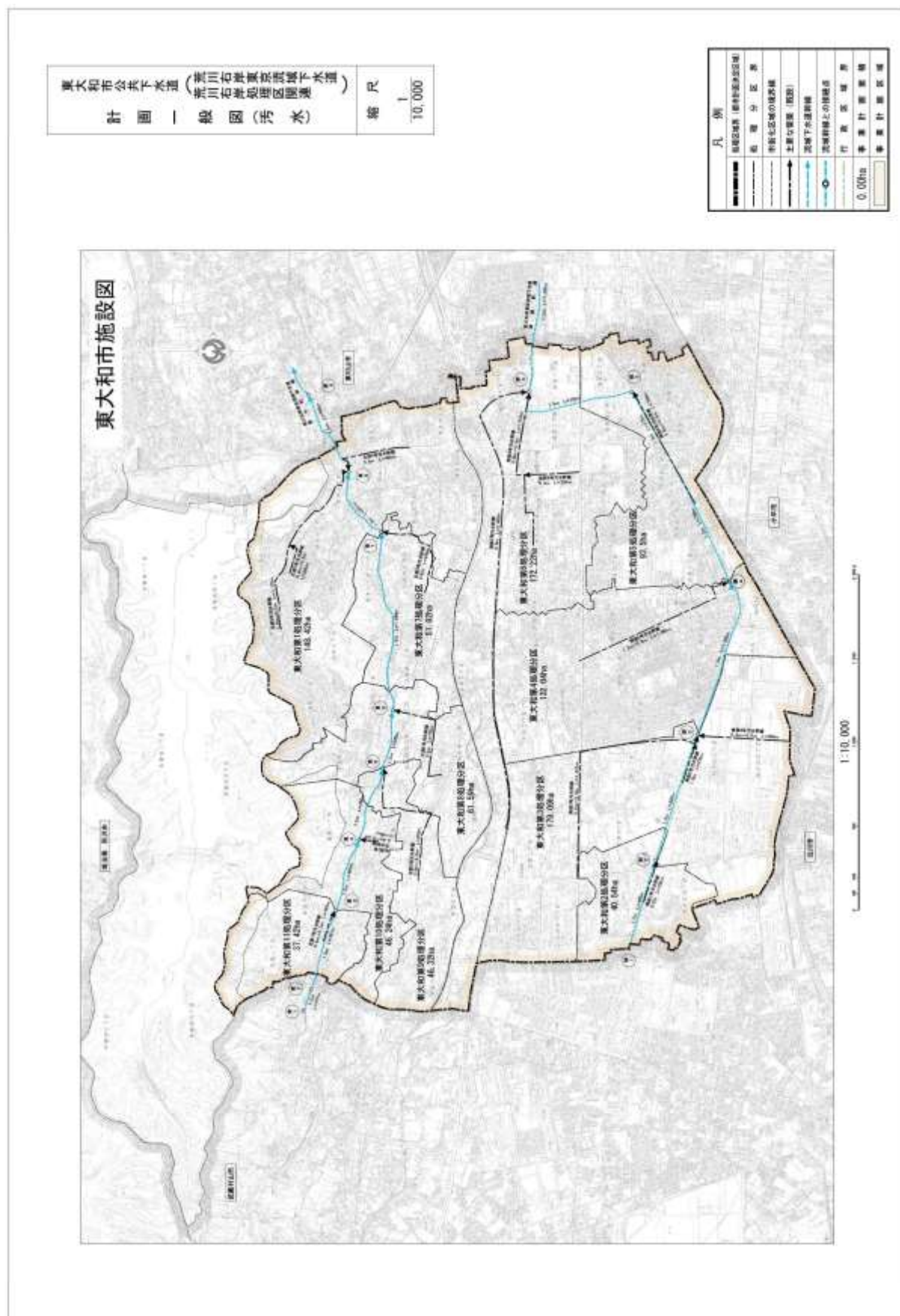
- ・市の指定する日までに、本事業に関して事業者が有する運営・技術に関する全ての最新文書を市又は次期事業主体に電子媒体（市又は次期事業主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- ・事業終了日に対象施設が要求水準に適合した状態で市又は次期事業主体に引渡すこと。
- ・事業者は、本業務の遂行により知り得た業務上の情報及び個人情報について、契約期間中のみならず、契約終了後においても、厳重に取り扱い、これを第三者に漏らしてはならない。当該に違反した場合には、事業者は市に対しこれにより生じた一切の損害を賠償しなければならない。

【用語の定義】

用語	定義
指示	市の発議により、市が事業者に対し、市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	事業者の発議により、事業者が市に報告し、市が了解することをいう。
協議	契約の履行に関し、必要な事項について関係者間で意見を交換し、調整を行うことをいう。
提出	市が事業者に対し、又は事業者が市に対し業務に係わる書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
報告	事業者が市に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
連絡	市と事業者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
地元業者	本事業の対象区域内（東大和市内）及び近隣市に本店、支店又は営業所を有する民間事業者をいう。主として、下水道施設の維持管理業務、管路の修繕・更新工事、その他関連業務を担い、地域における災害応急対応や技術・雇用の維持に寄与する事業者を指す。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状況を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
点検	マンホールの蓋を開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務。確認結果を記録し、異常の有無を整理して報告する。
調査	施設の状況を詳細に把握し、健全度、緊急度その他の評価に必要な情報を取得するために実施する業務とする。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。修繕・改築等の対策の必要性及び優先度の判断に資する情報を得るものとする。
巡視	マンホールの蓋は開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールの蓋の状況など管路施設の地上部を観察する業務。
清掃	施設内に堆積・付着した土砂、油脂、モルタル、木根その他の物質を除去し、流下又は処理機能に支障が生じない状態に復するための業務とする。
修繕	対象施設の一部に生じた劣化や損傷を改善し、施設が必要とする性能または健全度の水準へ復旧させる（機能回復）ための業務とする。部分的な再建設または取替えを含むものとし、長寿命化対策に該当しないものをいう。
改築	対象施設の全体を更新し、長期的に必要な耐久性・処理能力・流下能力等を確保するために実施する業務とする。取替えを含み、管路施設の更新・更生も含むものとする。
健全度（緊急度）	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。

別紙1 対象施設位置図

(1) 污水管路施設



出典：「東大和市公共下水道（荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連）事業計画変更協議申出書（第14回変更） 令和7年度」

(2) マンホールポンプ場

対象施設の一覧表と位置図を以下に示す。

表 1. 1 マンホールポンプ場一覧表

番号	設置場所	形 式	口 径
1	東大和市湖畔1丁目911番地の73先	KS-VL51A3K	50mm
2	東大和市狭山1丁目851番地の16先	KS-VL51A3K	50mm
3	東大和市狭山3丁目1237番地の1先	KS-VL64A3K	65mm
4	東大和市狭山3丁目1228番地の10先	KS-VL63A3K	65mm
5	東大和市狭山2丁目1275番地先	KS-VL63AK	80mm
6	東大和市奈良橋5丁目515番地の4先	KS-VL51AK	50mm
8	東大和市芋窪5丁目1161番地の3先	KS-N6507AK	65mm

※番号7については令和5年10月に撤去



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1. 2 マンホールポンプ場位置図 (1/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1. 3 マンホールポンプ場位置図 (2/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1. 4 マンホールポンプ場位置図 (3/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1. 5 マンホールポンプ場位置図 (4/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1. 6 マンホールポンプ場位置図 (5/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1.7 マンホールポンプ場位置図 (6/7)



出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画 平成31年2月」

図 1.8 マンホールポンプ場位置図 (7/7)

別紙２ 関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関連法規
 - (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連法規
 - (3) 中小企業退職員共済法（昭和34年法律第186号）及び同法関連法規
 - (4) 緊急失業対策法（昭和24年法律第89号）及び同法関連法規
 - (5) 消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関連法規
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関連法規
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関連法規
 - (8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び同法関連法規
 - (9) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関連法規
 - (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）及び同法関連法規
 - (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関連法規
 - (12) 河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関連法規
 - (13) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関連法規
 - (14) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関連法規
 - (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法関連法規
 - (16) 公害対策基本法（昭和42年法律第132号）及び同法関連法規
 - (17) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連法規
 - (18) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
 - (19) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連法規
 - (20) 振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連法規
 - (21) 環境基本法（平成5年法律第91号）及び同法関連法規
 - (22) 測量法（昭和24年法律188号）及び同法関連法規
 - (23) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び同法関連法規
 - (24) 厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）及び同法関連法規
 - (25) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連法規
 - (26) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び同法関連法規
 - (27) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）及び同法関連法規
 - (28) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法関連法規
 - (29) 東大和市下水道条例（昭和55年10月20日条例第29号）
 - (30) 東大和市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年12月20日条例第18号）
 - (31) 東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年3月30日規則第20号）
 - (32) 東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年12月16日条例第32号）
 - (33) 東大和市暴力団排除条例（平成24年12月27日条例第37号）
 - (34) 東大和市環境基本条例（平成16年12月27日条例第23号）
- その他関係する法令、条例、規則等

別紙3 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考として行うものとする。

なお、下記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (10) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (13) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (17) 下水道管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (18) 下水道管路施設における浸入水防止対策指針（日本下水道協会）
- (19) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (20) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (21) 持続的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (22) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (23) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (24) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (25) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (26) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (27) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (28) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (29) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (30) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）

- (31) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
(下水道事業支援センター)
- (32) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案)
(管路診断コンサルタント協会)
- (33) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
(管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))
- (34) 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
- (35) 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
- (36) 新都市計画の手続 (都市計画協会)
- (37) 水理公式集 (土木学会)
- (38) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (39) トンネル標準示方書 各編 (土木学会)
- (40) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (41) 道路構造令の解説と運用 (国土交通省)
- (42) 道路土工 各編 (日本道路協会)
- (43) 共同溝設計指針 (日本道路協会)
- (44) 道路橋示方書 各編 (日本道路協会)
- (45) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- (46) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (47) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- (48) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (49) 下水道土木工事共通仕様書 (案) (国土交通省)
- (50) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (建設物価調査会)
- (51) 下水道用設計標準歩掛表 (日本下水道協会)
- (52) 東大和市下水道設計標準図
- (53) 土木工事共通仕様書 (東京都)
- (54) 東京都下水道設計基準 (東京都)
- (55) 土木材料仕様書 (東京都)
- (56) 建設局材料検査実施基準 (東京都)
- (57) 土木工事施工管理基準 (東京都)
- (58) 工事記録写真撮影基準 (東京都)
- (59) 受注者等提出書類処理基準・同実施細目 (東京都)
- (60) 東京都建設リサイクルガイドライン (東京都)
- (61) 東京都環境物品等調達方針 (東京都)
- (62) 管路内調査工標準仕様書 (東京都下水道局)

別紙 4 管路清掃重点路線

表 4. 1 管路清掃重点路線

番号	場所 (目標)		取付管		管渠				備 考
			φ 150	φ 250	φ 200	φ 250	φ 350	φ 400	
1	奈良橋		11.45			44.85	44.85		飲 食
2	蔵 敷				25.80				飲 食
3	蔵 敷		6.25			36.99	36.99		飲 食
4	高木					34.80	34.80		飲 食 最上流
5	立 野		7.20			55.85	55.85		飲 食 最上流
6	立 野					25.11	25.11		飲 食
7	上北台					52.81	52.81		飲 食
8	上北台						59.16		飲 食
9	桜が丘				163.18				飲 食 最上流
10	桜が丘					34.98	34.98		飲 食 最上流
11	桜が丘					96.04	96.04		飲 食
12	桜が丘					61.74	61.74		飲 食
13	桜が丘					96.46	96.46		飲 食 最上流
14	桜が丘					38.89	38.89		飲 食
15	桜が丘			18.02					副官跳上 公ます
16	中 央		6.20			34.54	34.54		飲 食 最上流
17	中 央				7.15				飲 食 最上流
18	南 街				96.20	124.44	184.49	7.70	飲 食 最上流
19	南 街					86.10	86.10		飲 食
20	仲 原					180.02	230.09		飲 食 最上流
21	仲 原					131.11	176.07		飲 食 最上流
22	清 水					159.22	232.23		飲 食
23	清 水					147.04	186.98		飲 食 最上流
24	清 水					43.64	43.64		飲 食 最上流
25	清 水					226.86	353.89		飲 食 最上流
26	清 水					47.91	47.91		管勾配小 最上流
27	向 原					24.40	24.40		飲 食
28	清 原					34.15	34.15		飲 食 最上流
29	清 原					40.00	40.00		飲 食 最上流
30	清 原					35.15	35.15		飲 食 最上流
31	中央					32.86	32.86		飲 食
32	奈良橋					109.23	151.46		スーパ-
①	湖畔	No.1MP				460.00			
②	狭山	No.2MP							
③	狭山	No.3MP							
④	狭山	No.4MP							
⑤	狭山	No.5MP							
⑥	奈良橋	No.6MP							
⑦	芋窪	No.8MP							
小計			31.10	18.02	292.33	2,495.19	59.16	7.70	
合計			2,903.50						

出典：「令和 7 年度 管きょ清掃委託数量表」

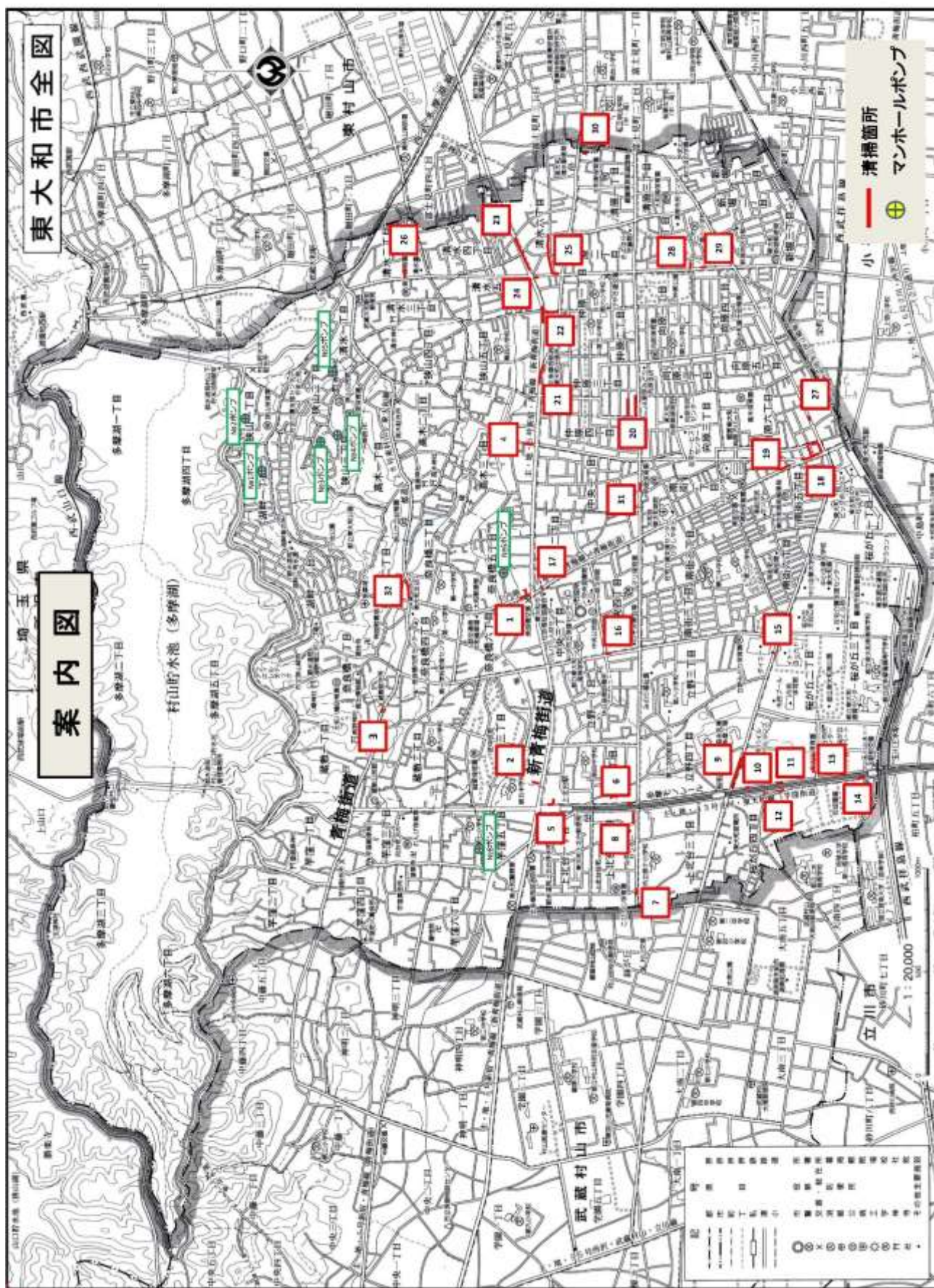
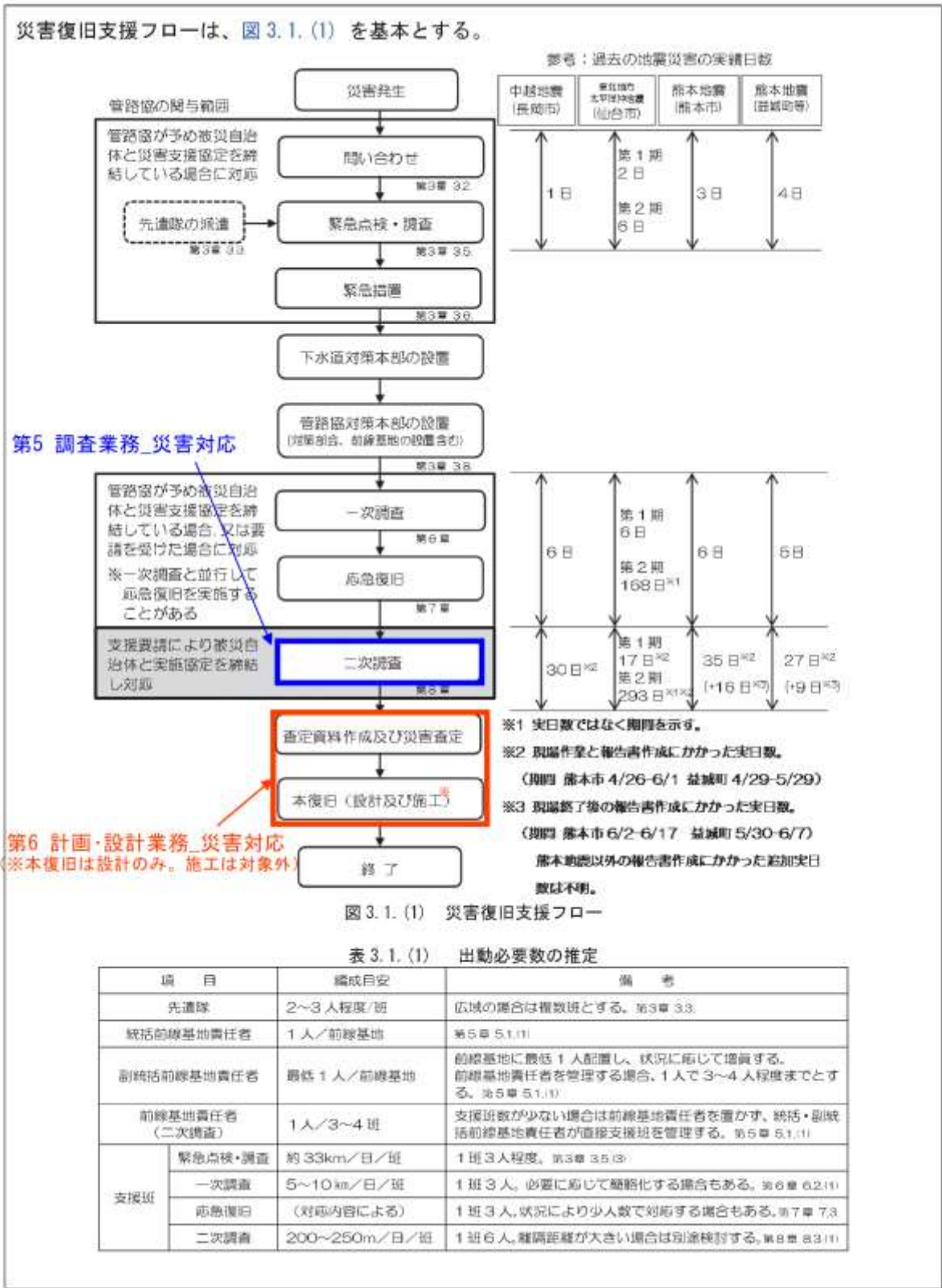


图 4.1 管路清扫重点路线位置图

別紙5 災害復旧支援フロー



出典：「下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（平成 30 年 3 月）P25 （公社）日本下水道管路管理業協会」

表 5.1 表二次調査業務の流れ

段階	業務事項	主な内容
初期段階 (準備段階)	出発前の班体制作り	・従事者名簿、収集運搬車両許可書（写し）の提出 ・調査管径に適合したテレビカメラ車（小口径・大口径）及び止水プラグの選定 ・災害派遣等従事車両証明書の申請（最寄りの自治体） ・作業車両、安全機器、止水プラグ等機材の点検整備 ・報告書作成に必要なソフトのインストール ・派遣先（前線基地、集合場所、車両基地、宿泊先）の確認 ・その他、運転免許証、健康保険証、現金等の用意
	現地における 前線基地責任者との 協議・調整・情報交換	・下水道台帳図と一次調査結果の入手 ・調査範囲（延長）、マンホール番号、路線番号、管種、管径（大口径管、150mm 管、卵形管）の確認 ・作業日報、警備出勤伝票の提出方法 ・二次調査の判定基準、調査方法、調査表書式の確認 ・報告書提出期限、データ整理方法、提出書類の確認 ・土砂廃棄場所、給水・排水場所、報告書作成場所の確認
調査実施段階	マンホール調査 (現場調査員)	・現場確認、安全対策の実施 ・蓋・受枠の破損の有無を記録（路面の亀裂は調査不要） ・マンホール内部の損傷の程度の測定・判定・撮影 ・滞水している場合は滞水深の測定・判定・撮影（下流マンホールも滞水している場合は下流マンホールの滞水を吸引） ・下流管内の状況を目視確認 ・被災していないマンホールも調査記録表（野帳）を作成 ・撮影写真のコピー（USB 等）
	管きょ調査 (現場調査員)	・安全対策の実施 ・管きょ内洗浄の実施 （対象は管径800mm未満。マンホール調査終了後に実施） ・調査実施（小口径・大口径） ・管きょ内部の損傷程度の測定・撮影・判定 ・腐食、木根侵入、モルタル・油脂付着は査定対象外 ・調査不可範囲の明示（カメラが進めない場合、下流側からも調査実施） ・滞水スパンでは、前線基地責任者の指示に従う ・被災していない管きょの調査記録表（野帳）を作成 ・撮影動画及び写真のコピー（USB 等）
	作業日報の作成 (現場調査員)	・作業日報、警備出勤伝票の確認、提出 ・使用したレンタル機器等の記入
	報告書作成 (報告書作成員)	・撮影動画及び写真のファイル名の確認、提出 ・調査記録表、写真帳の作成、提出
	マンホール調査、 管きょ調査 (現場調査員)	・調査漏れ路線、未調査箇所の新調査
報告書提出段階 (最終段階)	調査記録表等作成 (報告書作成員)	・調査記録表等の手直し作業

出典：「下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（平成 30 年 3 月）103, 104 （公社）日本下水道管路管理業協会」

別紙6 管きょ調査診断基準

(1/7)

表 5.4-1 管きょの調査判定項目と判定ポイント					
調 査 項 目			調査判定ポイント	管種別該当項目	
				鉄筋コンクリート管	硬質塩化ビニル管
スパン全体での評価	劣化度	管の腐食	骨材・鉄筋の露出状況、管壁の状況	有	—
	流下能力	上下方向のたるみ	たるみの程度(管径比)、流下状況	有	有
管一本ごとの評価	劣化度	管の破損及び軸方向クラック	管の変形、断面のずれ	有	有
		管の円周方向クラック	クラックの状況	有	有
		管の継手ズレ	接合部のすき間、ずれの状況	有	有
		偏平	管の偏平(たわみ率)	—	有
		変形	内面への突出し・白化状態	—	有
	浸 入 水		噴き出し、にじみの状況	有	有
	流下能力	取付管の突出し	突出しの程度(管径比)、流下阻害状況	有	有
		油脂の付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況	有	有
		樹木根侵入	侵入の程度(管径比)、流下阻害状況	有	有
		モルタル付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況	有	有

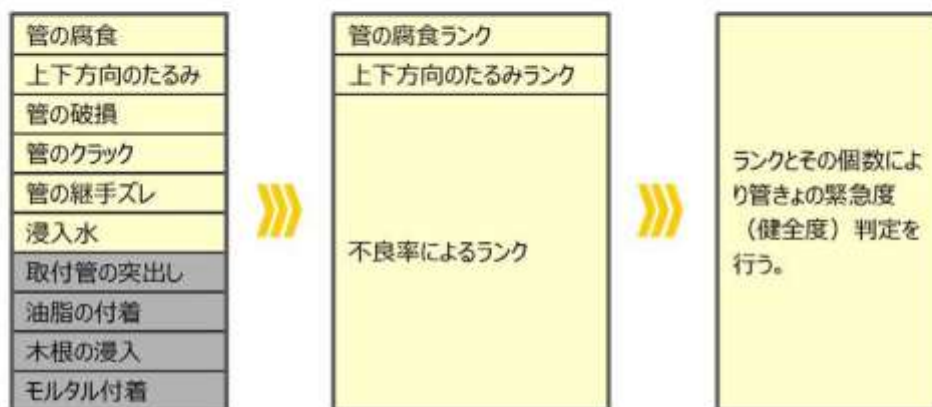
出典:下水道維持管理指針 実務編 2014年版 p112

出典:「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画(平成31年2月)P5-14」

5.5.2 管きょ詳細調査の診断基準

1) 診断フロー

診断は、管きょの異常の程度、対策の要否及び緊急度を明らかにするものであり、潜行目視調査またはテレビカメラ調査に対して、以下の手順にて実施する。



※■は基本的に消掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の基準とする。

図 5.5-2 緊急度の判定フロー

2) スパン全体の異常の程度診断

(1) 異常の程度診断

診断では、潜行目視調査またはテレビカメラ調査から得られた管きょの状況について、「表 5.4-1 管きょの調査判定項目と判定ポイント」に基づきランク付けを行い、調査記録表等を使用して異常の程度診断及び緊急度の判定を行う。異常の程度診断は、「下水道維持管理指針 実務編 2014 年版」に基づき、診断ポイントを適正に評価し、スパン全体で 3 段階程度にランク付けを行う。

出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画（平成 31 年 2 月）P5-17」

表 5.5-2 調査判定基準(鉄筋コンクリート管及び陶管)

スパン全体での評価	ランク		A	B	C
	項 目				
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管きょ内径 700mm 未満	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きょ内径 (700mm 以上 1,650mm 未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		管きょ内径 (1,650mm 以上 3,000mm 未満)	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管 一 本 ご と に 評 価	ランク		A	b	c
	項 目				
	3) 管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅 2mm 以上	軸方向のクラックで幅 2mm 未満
			軸方向のクラックで幅 5mm 以上		
	陶 管	欠落	軸方向のクラックが管長の 1/2 未満	—	
		軸方向のクラックが管長の 1/2 以上			
4) 管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅 5mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 未満	
	陶 管	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 未満	—	
5) 管の継ぎ手ズレ			脱却	鉄筋コンクリート: 70mm 以上 陶管: 50mm 以上	鉄筋コンクリート: 70mm 未満 陶管: 50mm 未満
6) 浸入水			噴き出ている	流れている	にじんんでいる
7) 取付管の突出し			本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
8) 油脂の付着			内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
9) 樹木根浸入			内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
10) モルタル付着			内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

※段差は mm 単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

※1)・2) (■)は、調査判定結果の最上位ランクを総合評価とする。

※3)～6) (■)は、不良率を算出し総合評価を行う。

※7)～10) (■)は、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の基準とする。

※判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

出典:下水道維持管理指針 実務編 2014 年版 p113

出典:「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画(平成31年2月)P5-18」

表 5.5-3 調査判定基準(硬質塩化ビニル管)

スパン全体での評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1)上下方向のたるみ	管きよ内径800mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管一本ごとに評価	ランク		A	b	c
	項目				
	2)管の破損	亀甲状に割れている 軸方向のクラック	—	—	—
	3)管の円周方向クラック	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	円周方向のクラックで幅2mm未満
	4)管の継ぎ手ズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満	接合長さの1/2未満
	5)偏平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—	—
	6)変形(内部に突出し)	本管内径の1/10以上内面の突出し	本管内径の1/10以上内面の突出し	—	—
	7)浸入水	噴き出ている	流れている	にじんんでいる	にじんんでいる
	8)取付管の突出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	本管内径の1/10未満
	9)油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	—
	10)樹木根浸入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	—
	11)モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	内径の1割未満

※段差は mm 単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

※1)・2) (■)は、調査判定結果の最上位ランクを総合評価とする。

※3)～6) (■)は、不良率を算出し総合評価を行う。

※7)～10) (■)は、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の基準とする。

※判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

出典:下水道維持管理指針 実務編 2014年版 p114

出典:「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画(平成31年2月)P5-19」

(2) スパン全体での評価

異常の程度の診断は、1 スパン全体に対して診断ポイントを評価する。評価ランク付けと判定基準を以下に示す。

表 5.5-4 評価のランク付けと判定基準

診 断 項 目	管種別該当項目		ランク (スパン全体での評価)			判 定 の 基 準
	鉄筋コンクリート管	硬質塩化ビニル管	重度	中度	軽度	
管の腐食	○	—	A	B	C	A:機能低下、異常が著しい B:機能低下、異常が少ない C:機能低下、異常が殆どない
上下方向のたるみ	○	○				

※A、B、Cに該当しない場合は、異常なし等と判定する。

出典:下水道維持管理指針 実務編 2014年版 p116

(3) 管 1 本ごとの評価基準

① 管 1 本ごとの評価ランク

異常の程度の診断は、管 1 本ごとに対して診断ポイントを評価し、ランク付けを行う。次に、それを基にスパン全体の判定を行う。管 1 本ごとの評価ランク付けと、判定基準を以下に示す。

表 5.5-5 管 1 本ごとの評価のランク付けと判定基準

診 断 項 目	管種別該当項目		ランク (管 1 本ごとに評価)			判定基準
	鉄筋コンクリート管	硬質塩化ビニル管	重度	中度	軽度	
管の破損	○	○	a	b	c	a:劣化、異常が進んでいる b:中程度の劣化、異常がある c:劣化、異常の程度は低い
管のクラック	○	○				
管の継手ズレ	○	○				
偏平	—	○				
変形	—	○				
浸入水	○	○				
取付管の突出し	○	○				
油脂の付着	○	○				
樹木根侵入	○	○				
モルタル付着	○	○				

※a、b、cに該当しない場合は、異常なし等と判定する。

出典:下水道維持管理指針 実務編 2014年版 p116

② スパン全体の判定

スパン全体の判定では、管 1 本ごとの評価に基づき、1 スパン全体に対する不良管の割合（不良発生率）より定める。スパン全体のランク付けと判定基準を以下に示す。

- 管 1 本ごとの不良ランク別に不良発生率を評価した結果に基づき、スパン全体のランクを判定し、最上位の評価ランクを当該スパンの評価とする。
- スパン全体の「管の破損」、「管の継手ズレ」のランク a が 1 箇所でもある場合、道路陥没等の社会的影響が想定されることから、表 5.5-6 の判定基準とは別に、ランク A とする。
- 同一箇所で複数の不良が発生している場所には、最上位の評価ランクのみをカウントする。
（例：「管のクラック a」と「浸入水 b」が発生している場合には、最上位の評価ランク「管のクラック a」のみをカウントする）
- 硬質塩化ビニル管は、「管の破損 a」かつ「偏平 b」がある場合、既にピークひずみに達していると判断し、スパン全体をランク A と判定する。

表 5.5-6 スパン全体のランク付けと判定基準

診 断 項 目	ランク (スパン全体で評価)			判 定 の 基 準
	重度	中度	軽度	
管の破損	A	B	C	A:不良発生率が高い a ランク 20%以上 もしくは a ランク+b ランク 40%以上 B:不良発生率が中位 a ランク 20%未満 もしくは a ランク+b ランク 40%未満 もしくは a ランク+b ランク+c ランク 60%以上 C:不良発生率が低い a ランク、b ランクがなく、 c ランク 60%未満
管のクラック				
管の継手ズレ				
偏平				
変形				
浸入水				
取付管の突出し				
樹木根侵入				
モルタル付着				
油脂の付着				

出典：下水道維持管理指針 実務編 2014 年版 p116

ここで、不良発生率は、次の式で求める。

$$\text{不良発生率} = \frac{\text{a、b、c ランクごとの合計本数}}{\text{1 スパンの管きょ本数}} \times 100(\%)$$

出典：「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画（平成 31 年 2 月）P5-21」

3) 緊急度(健全度)の判定

緊急度(健全度)の判定は、対策の実施が必要とされたものについて、その実施時期を定めるものであり、診断結果の全てを対象に判定する。

表 5.5-7 管きよの緊急度及び健全度の判定基準

健全度	緊急度	区分	対応の基準	施設状態
1	⇔	—		管内の著しい劣化によって、流下能力がない、または道路陥没等の異常が顕在化している場合
2	⇔	I	重度	速やかに措置が必要な場合
		II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる
3	⇔	III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
4		—		「評価のランク付けと判定基準」、「管 1 本ごとの評価のランク付けと判定基準」の3つの判断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランク A、B がなく、ランク C のみの場合
5		—		「評価のランク付けと判定基準」、「管 1 本ごとの評価のランク付けと判定基準」の3つの判断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランク A、B、C がいない場合

出典:ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) 平成 25 年 9 月 p82

出典:「東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画(平成 31 年 2 月) P5-22」

別紙 7 排水設備・公共汚水ます・開発の申請受付、検査に関する業務分担

表 7. 1 排水設備の申請受付、検査に関する業務分担表

工 程		市	事業者	業務内容
申請受付	・ 申請書類の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から排水設備の申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
	・ 確認通知書の発行	●	—	(確認通知書の発行は市が行う。)
	・ データ整理	—	●	・ 事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。
検 査	・ 完了書類の受取 ・ 審査 ・ 補正指導 ・ 検査日程調整	—	●	・ 事業者は、申請者から排水設備の完了書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。 ・ 事業者は、申請者から排水設備の完了書類が提出された際は、現場検査の日程調整を行うこと。
	・ 現場検査	●	●	・ 事業者は、現場検査の際は、市に同行すること。 ・ 事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
	・ 修正書類の受取	—	●	・ 修正書類の提出があった際は、記載事項に不備がないか確認すること。
	・ 検査済証の発行	●	—	(検査済証の発行は市が行う。)
	・ データ整理	—	●	・ 事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。

表 7. 2 公共汚水ますの申請受付、検査に関する業務分担表

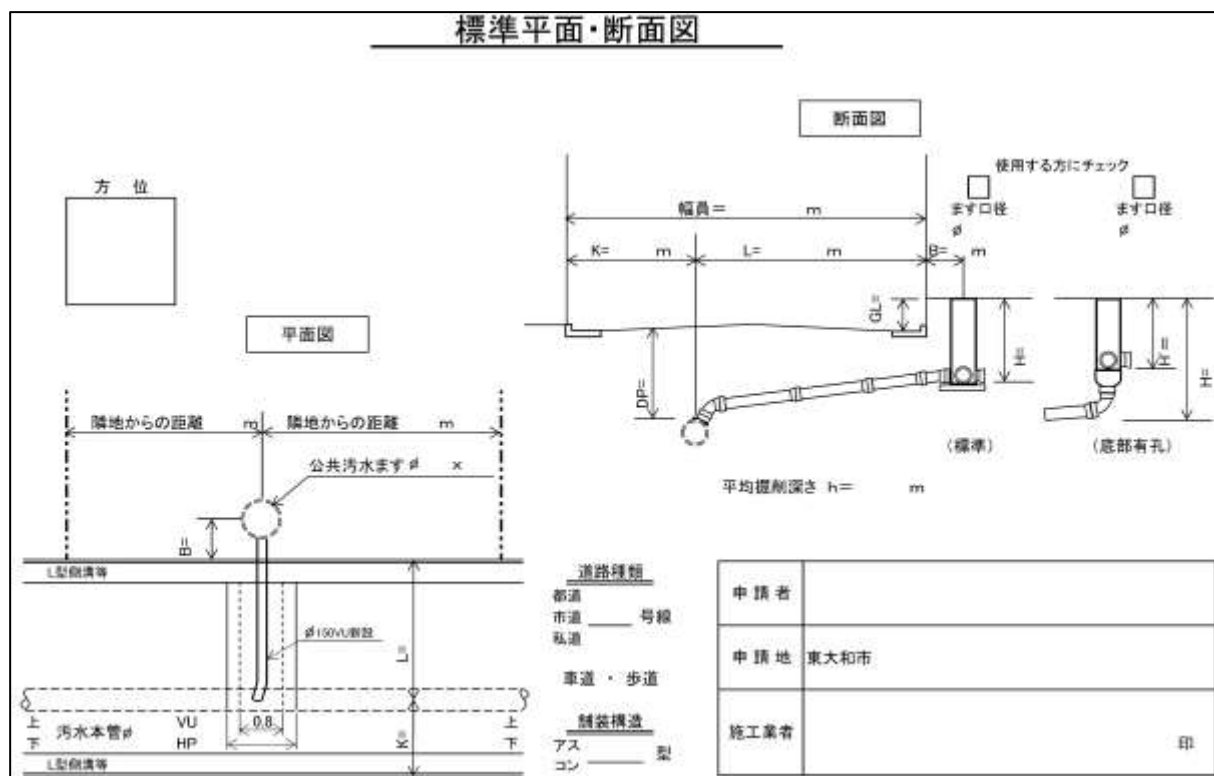
工 程		市	事業者	業務内容
申請受付	・ 申請書類の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から公共汚水ますの申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
	・ 承認書の発行	●	—	(承認書の発行は市が行う。)
	・ データ整理	—	●	・ 事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。
検 査	・ 完了書類の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から公共汚水ますの完了書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、市に回議すること。また、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
	・ 現場検査	●	●	・ 排水設備の現場検査に合わせて、公共汚水ますの現場検査も行う。 ・ 事業者は、現場検査の際は、市に同行すること。 ・ 事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
	・ 修正書類の受取	—	●	・ 修正書類の提出があった際は、記載事項に不備がないか確認すること。
	・ データ整理	—	●	・ 事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。

表 7. 3 開発の申請受付、検査に関する業務分担表

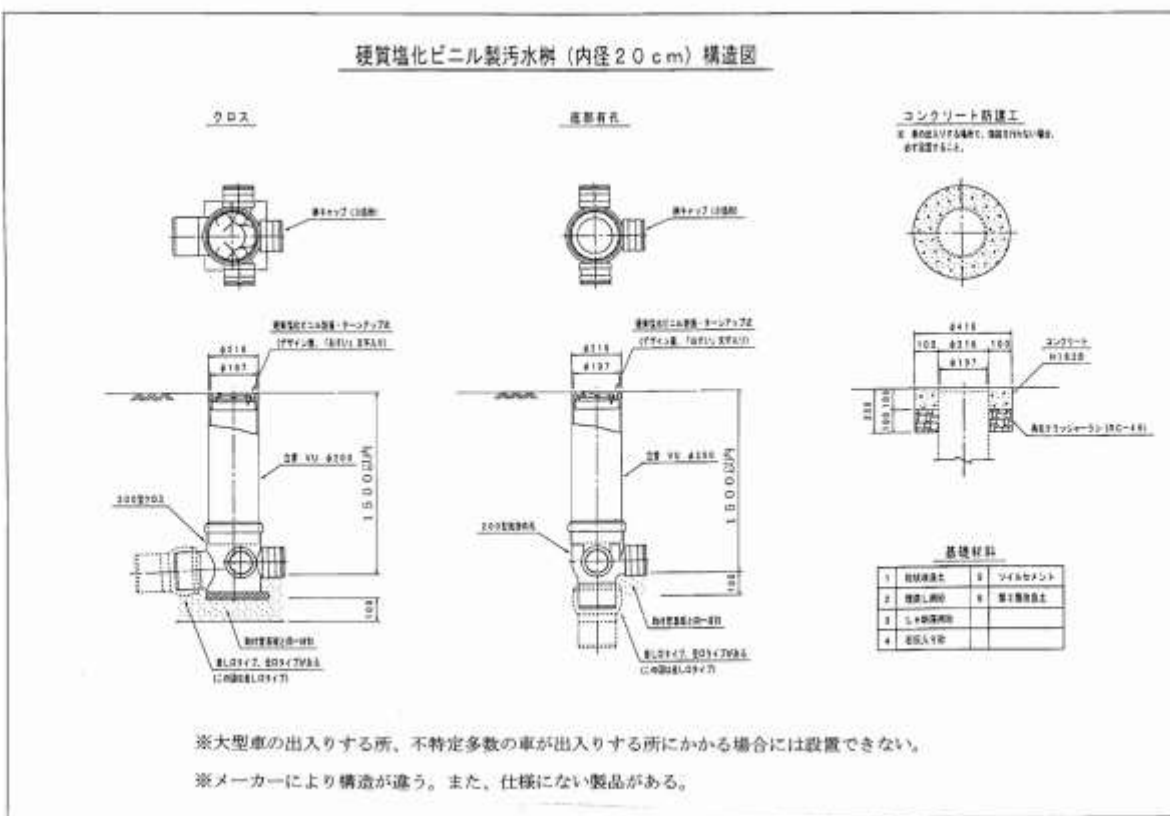
工 程		市	事業者	業務内容
申請受付	・ 事前相談	●	●	・ 事業者は、開発事業者から事前相談があった場合は、対応すること。
	・ 申請書類の受取 ・ 審査 ・ 開発事業助言書の作成	—	●	・ 事業者は、申請者から開発事業の申請書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、開発事業助言書を作成し、市に回議すること。
	・ 助言	●	—	(助言は市が行う。)
	・ 修正図面の受取	—	●	・ 事業者は、申請者から修正図面が提出された際は、記載事項に不備がないか確認すること。
	・ 着手前書類の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から着手前書類が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
検 査	・ 検査用図面の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から検査用図面が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
	・ 現場検査 ・ 現場での指摘	●	●	・ 事業者は、現場検査の際は市に同行すること。 ・ 事業者は、現場検査において不適合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
	・ 竣工図の受取 ・ 審査 ・ 補正指導	—	●	・ 事業者は、申請者から竣工図が提出された際は、記載事項に不備がないか確認し、不備がある場合は申請者に対し補正指導を行うこと。
	・ データ整理		●	・ 事業者は、維持管理情報として、下水道台帳システムへ登録するためのデータを整理すること。
移 管	・ 移管事務手続き	—	●	・ 事業者は、移管手続きが完了した際は、所定の事務手続きを行うこと。

別紙 8 取付管・公共汚水ますに関する資料

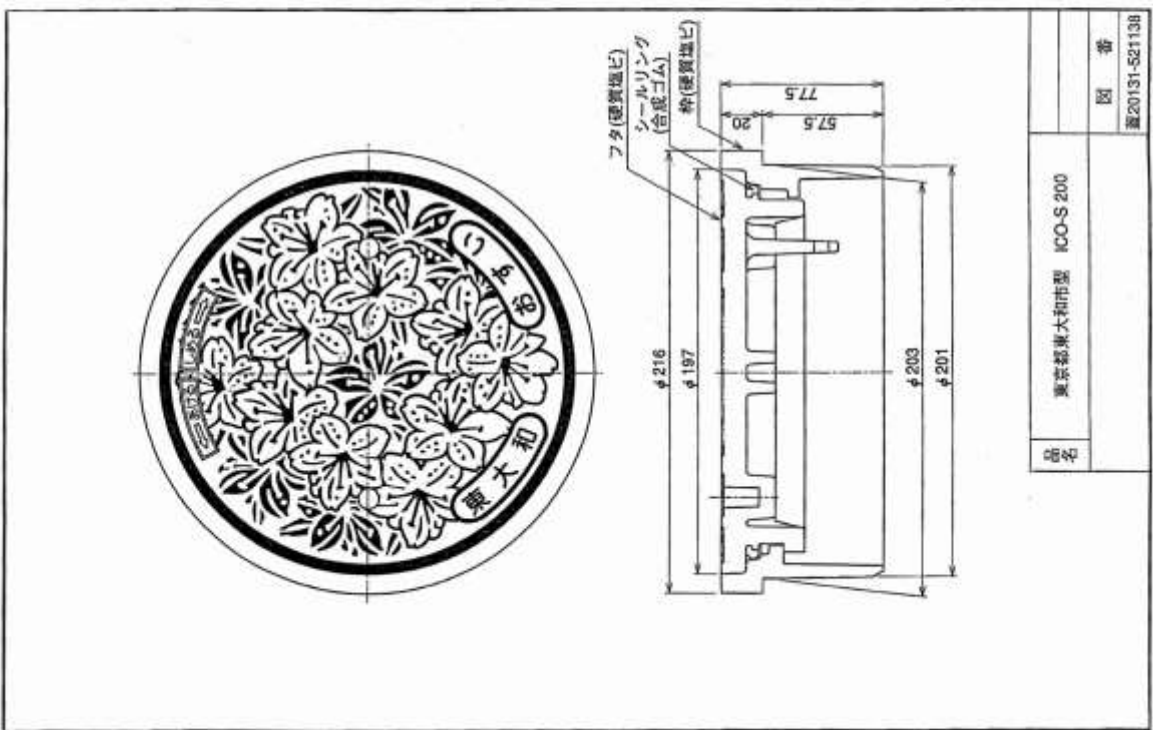
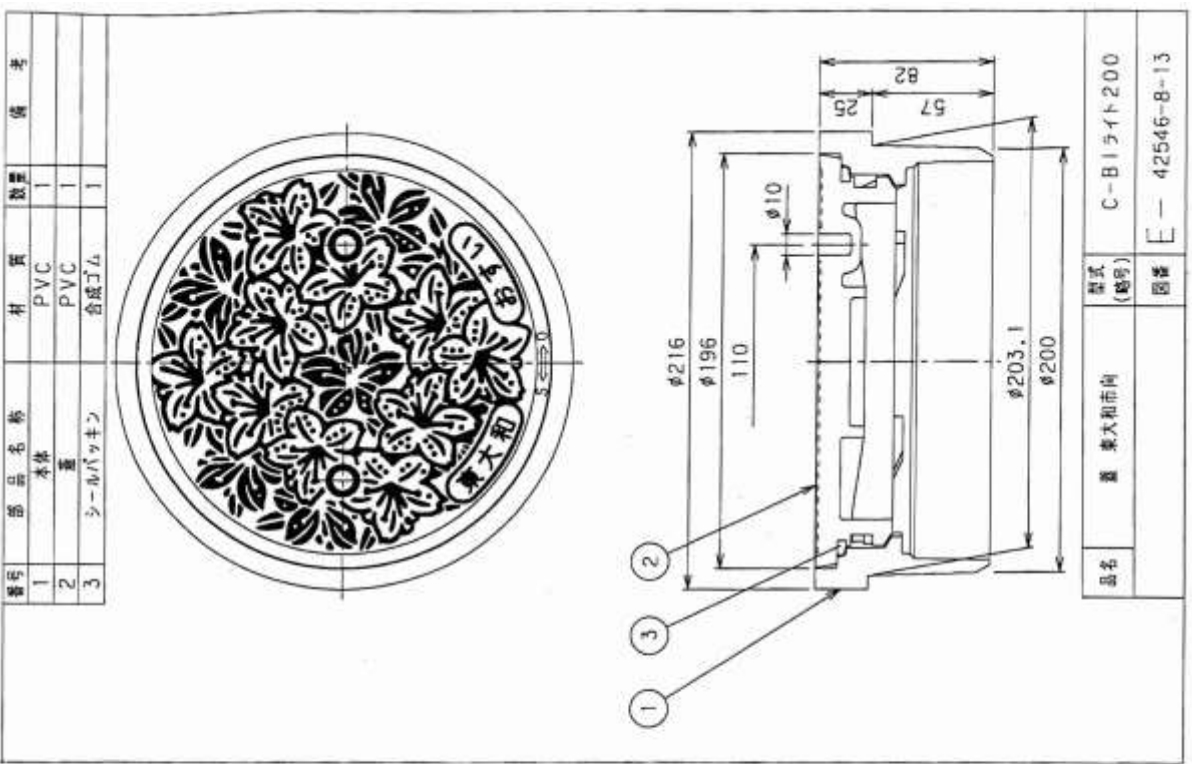
① 取付管・公共汚水ます竣工図



出典：「東大和市 HP（公共汚水ます設置等の申請書類）」

$(1/2)$ 

75



出典：「東大和市 HP（公共汚水ます設置等の申請書類）」